

アメリカの連邦における災害対策法制

海外立法情報課 井樋 三枝子

【目次】

はじめに

I 災害等への対策・対応の変遷

- 1 9.11 同時多発テロ事件以降
- 2 ハリケーン・カトリナ以降

II 災害対策の流れ

- 1 連邦による援助の流れ
- 2 国家対応枠組 (NRF) 及び国家事態管理システム (NIMS)

III スタッフォード法及び国土安全保障大統領指令第5号の概要

- 1 スタッフォード法の概要
- 2 国土安全保障大統領指令第5号の概要

おわりに

(年表) 災害等への対策・対応関係法令の流れ

翻訳：合衆国法典第42編第68章 災害救助(スタッフォード法)(抄)

はじめに

アメリカにおいて、天災、テロ攻撃や原子力発電所事故等の人災等と、それによる危険の発生への対応は、基本的に各州が行うこととなっている。

例えば、連邦による災害対応の基本を定めた

ロバート・T・スタッフォード法⁽¹⁾ (1988年制定。以下「スタッフォード法」という。)では、災害等による危険が発生した州に対しては、州知事から連邦政府に対し要請があり、連邦による援助の必要性が認められる状況であると大統領が判断した場合にのみ、同法に基づく連邦による援助が行われると規定されている。スタッフォード法に規定される手続では、大統領が大規模災害宣言又は緊急事態宣言を発令することによらなければ⁽²⁾、同法に基づく連邦による援助は開始されない。この連邦の援助活動の権能のほとんどは、連邦緊急事態管理庁(以下「FEMA」という。)が担ってきた⁽³⁾。

しかし、2000年以降、大規模なテロ攻撃や災害が発生し、その経験上、連邦による援助のあり方に問題があると考えられるようになった。そのため、これらの不備に対応した災害等への対策・対応の連邦法制の大改正が2回行われ、連邦の対応機能の強化がめざされた。

契機となった事態は、①2001年の9.11同時多発テロ事件と②2005年のハリケーン・カトリナである。①の直後の大改正では、テロ対策を強化することに主眼が置かれた。②への対応の不備は、連邦政府と連邦議会とにおいて、大きく問題となった。連邦政府においては、ホワイトハウスと国土安全保障省監察総監がそれ

(1) Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Act, 42 USC 5121, *et. seq.*

(2) スタッフォード法の定義では、大規模災害とは、いわゆる自然災害及び原因を問わない火事や爆発等の人災を指し、大統領がその被害の規模が甚大であるため州の対応能力を超えると判断したものを指す(42 USC 5122 (2))。緊急事態とは、大異変の可能性の回避若しくは緩和を行うため、州の対応能力を補助する目的で連邦による援助が必要とされていると大統領が判断する事態又は事例を指す(42 USC 5122 (1))。すなわち、大規模災害の対応の方がより長期的で、緊急事態の方が短期的な対応と解釈される。ただし、実質的な対応自体にさほどの違いはない。

(3) FEMAの機構は、歴史的に変遷を重ねてきた。2001年までのFEMAについては、以下を参照。佐々木良「FEMA(連邦緊急事態管理庁)の組織と活動(第二版)」『調査と情報—Issue Brief—』第383号, 2002.2; 高三瀦美穂「米国の災害救助法」及び「合衆国法典 第42編 第68章 災害救助」『外国の立法』34(1・2), 1995. 7, pp.1-24; 青山公三「米国における災害対応・復興の法システム」『法律時報』81巻9号, 2009.8, pp.48-53.

それぞれに調査を行った。また、連邦議会においては上院の委員会及び下院の特別委員会で、それぞれ調査及び報告を行った⁽⁴⁾。これらの調査報告においては、2001年以降の法律及び制度改正により、緊急事態対応がテロ攻撃重視に傾きすぎた結果、災害対応機能が弱体化していたこと、州からの援助の要請を待って対応する際の、複雑な枠組みと手続のため、連邦による迅速な災害対応や援助が困難となっていたことが指摘された。

本稿では、2001年の9.11同時多発テロ事件以降の、アメリカの連邦における災害等への対策・対応の連邦法制の変遷と、2011年現在の制度の大枠について解説する。災害等への対策・対応を定める連邦の法令としては、スタフォード法、2002年国土安全保障法⁽⁵⁾等、様々なものが存在するが、ここでは、スタフォード法及び2003年の国土安全保障大統領指令第5号(HSPD-5)「国内事態の管理」の概要を紹介し、末尾にスタフォード法の訳を付す。

I 災害等への対策・対応の変遷

1 9.11同時多発テロ事件以降

2001年に9.11同時多発テロ事件が発生したことにより、アメリカにおける国土安全保障にかかわる連邦政府の組織機構は、総合的で統一的な権限と機能を有する省の新設を目指す方向で整備されることとなった。その結果、2002

年11月に、2002年国土安全保障法が成立し、2003年1月に国土安全保障省が発足した。

この法制定及び機構改革により、各省庁や機関に分散していた連邦における既存の緊急事態対応の権能と組織が、国土安全保障省の下に移行し、統合されることとなった。それまで、大統領に直属し、災害及び緊急事態対策・対応を行ってきたFEMAも、国土安全保障省の一部局(緊急事態対応総局)の一部として再編成された。

続いて、連邦政府は、国内事態(アメリカ国内でのテロ攻撃、自然災害、人為的災害等)の発生にあたり、連邦の省庁・機関が自身の職務権限に関連する援助を求められた場合、単独での対応が困難で他の連邦省庁・機関との連携や支援が必要な場合というものを想定した。その際、迅速に連邦の複数の省庁・機関間の調整を図り、対応可能とすることを目指し、2003年2月には、「国内事態の管理」(国土安全保障大統領指令第5号)が出された。この大統領指令では、連邦の複数の省庁・機関間の調整を図るための方策の整備が国土安全保障長官の責任と定められ、具体的には、国土安全保障長官が、連邦首席管理官(PFO)として、連邦の複数の省庁・機関間の調整の指揮をとるよう定められた。⁽⁶⁾また、国土安全保障長官は、国内の危機管理を国土安全保障長官の管理下に統合するため、2002年国土安全保障法第502条第6項⁽⁷⁾に規定される国家対応計画(NRP)の運営管

(4) 連邦議会の上院及び下院がそれぞれ行った調査報告については、土屋恵司「アメリカ合衆国の連邦緊急事態管理庁FEMAの機構再編」『外国の立法』232, 2007.6, pp.3-9を参照。

(5) 2002年国土安全保障法(Homeland Security Act of 2002, P.L. 107-296)におけるFEMA関係の条文に関する翻訳・解説は、土屋恵司「米国における2002年国土安全保障法の制定」『外国の立法』222, 2004.11, pp.1-27; 国立国会図書館調査及び立法考査局英米法研究会訳「2002年国土安全保障法[抄]」『外国の立法』222, 2004.11, pp.28-60、その後、同法とスタフォード法を改正した2006年ポスト・カトリナ緊急事態管理改革法(Post-Katrina Emergency Management Reform Act of 2006, P.L.109-295)の翻訳・解説については、前掲注(4), pp.3-16及び土屋恵司訳「全米緊急事態管理(2006年ポスト・カトリナ緊急事態管理改革法による改正後の2002年国土安全保障法第V編)」『外国の立法』232, 2007.6, pp.17-33を参照。

(6) 国土安全保障大統領指令第5号(HSPD-5)第4条。

(7) 現行は、2006年ポスト・カトリナ緊急事態管理改革法(P.L.109-295)第504条(6)。

理⁽⁸⁾と国家事態管理システム（NIMS）の構築⁽⁹⁾を指示された。

2003年12月、「国家準備」（HSPD-8（国土安全保障大統領指令第8号））が発令された。これは国土安全保障大統領指令第5号と併せて、すべての危機に対する準備について規定しているが、特にテロ攻撃の場合が、強く意識されたものであった。この第4条以下に、国家準備目標（NPG）の策定が規定された。国家準備目標とは、テロ攻撃、大災害及びそれ以外の緊急事態とこれらにより起こりうる脅威を適切に防止し、それらに対応し、そしてそれらから復興するために必要な資源を定め、明確で計測可能な準備の優先順位と目標を定めることを目的とする。⁽¹⁰⁾

国家対応計画及び国家事態管理システムの概要について述べる前に、以下に、国家対応計画とその前身である連邦対応計画（FRP）との関係と、両者の違いが、連邦の災害等への対策・対応に影響を与える部分について説明する。

連邦対応計画は、1979年の「連邦緊急事態管理」大統領令第12148号⁽¹¹⁾及び1988年の「緊急事態準備の責任分担」大統領令第12656号⁽¹²⁾において、その策定が規定されていた。これらの大統領令は、スタフォード法の前身である1974年災害救助法⁽¹³⁾により大統領に授けられた連邦政府の行う災害等への対策・対応の権能のほとんどを、FEMAに委任する内容であり、

そこに、FEMAによる連邦対応計画の策定についての規定もなされていた。

連邦対応計画があくまでも、スタフォード法に定める手続を経て、連邦が災害等への対応をとることのみを想定していたのに対し、国家対応計画は、連邦省庁・機関の職務として援助を求められた際、複数の連邦省庁・機関により組織的な対応でないと対処できないような事態（国土安全保障大統領指令第5号第4条で想定される事態）が発生した場合への適用も想定されている。つまり、スタフォード法に定めるプロセスを実行できない時、すなわち州知事の要請により、大統領が大規模災害宣言又は緊急事態宣言を発令するという手続が踏めない状態で、複数の連邦省庁・機関による対応をなす必要がある場合に、連邦省庁・機関間の連携と調整の範囲内で、必要とされる援助を迅速に開始することを定めた国土安全保障大統領指令第5号に基づいて、この計画を用いた対応を行うことが明示されている⁽¹⁴⁾。

このような国土安全保障大統領指令第5号に基づく、複数の連邦省庁・機関による災害支援を発動させるため手続としては、国土安全保障長官が、国家重大事態（INS）を宣言することにより、国家対応計画の適用が行われる流れとなっていた⁽¹⁵⁾。

しかし、この国土安全保障長官による国家重大事態発令の手続は、州知事又は地方政府の首

(8) 国土安全保障大統領指令第5号（HSPD-5）第16条。

(9) 国土安全保障大統領指令第5号（HSPD-5）第15条。

(10) 危機管理技術研究センター水害研究室「ハリケーン・カトリナ災害を契機とした米国の危機管理体制の改編に関する調査」『国土技術政策総合研究所資料』No.598, 2010.6, pp.58-61. (<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryoutnn/tnn0598pdf/ks0598.pdf>)

(11) E.O.12148, Jul. 20, 1979.

(12) E.O.12656, Nov. 18, 1988.

(13) Disaster Relief Act of 1974, P.L.100-707.

(14) ただし、基本的な内容で、連邦対応計画（FRP）と大きく変わることはない。

(15) 連邦の省庁・機関が各自の権限の下で災害・緊急事態に対応する活動を行う場合、通常であれば各省庁・機関がそれぞれ第一義的な責任を有する範囲で行われ、これはスタフォード法に定める手続による国家対応枠組み（NRF）の発動等には、特に拘束されない。

長が、国土安全保障省に連邦政府による援助を要請し、要請の根拠となる被害予測を国土安全保障省が評価した上で、発令するというものであった。このやり方は、スタフォード法規定の大統領による大規模災害宣言又は緊急事態宣言手続との混同や混乱が起きやすく、国家重大事態が具体的にどのような事態を指すかが、テロ攻撃に重点を置いた記載となっていたこともあり、国家重大事態の宣言を連邦の対応又は援助活動の起点とするという手続は、運用にあたり曖昧さがある仕組みであった。

このような問題もあり、ハリケーン・カトリーナの発生時には、国家重大事態発令による連邦の複数省庁・機関の調整を要する援助は、開始できなかった。この結果、有効性に疑問がもたれることとなった国家重大事態の宣言という手続は、後述するように、2006年に一度、改善が図られたものの、最終的に、国家対応計画をさらに発展させた2008年の国家対応枠組(NRF)の策定とともに廃止された⁽¹⁶⁾。

2 ハリケーン・カトリーナ以降

2005年8月、ハリケーン・カトリーナが北米大陸南部のメキシコ湾岸地域を直撃した。ハリケーンの襲来は、ある程度予測可能であり、FEMAをはじめとする連邦政府の災害対策組織や、州の災害対応組織、消防、警察、州兵等が災害対応活動の準備をし、展開した。しかし、対応に当たっては様々な問題が生じ、結果として被害は未曾有のものとなった。これに関する責任については、特に、FEMA長官と大統領の対応のあり方に非難が集中した。連邦政府、

連邦議会が調査を行い、問題点を洗い出した結果を踏まえ、連邦政府による災害及び緊急事態対策・対応を一層強化するため、FEMAの機構改編等を主な内容とする法律が制定された。

これが、2007年度国土安全保障省歳出予算法⁽¹⁷⁾の第VI編2006年ポスト・カトリーナ緊急事態管理改革法である。この法律はスタフォード法の改正規定と2002年国土安全保障法第V編のFEMAの機構に関する箇所の改正規定⁽¹⁸⁾からなる。この法律により、FEMAはそれまでの機能のすべてを継承し、かつ、国土安全保障省準備総局の権能の一部とその組織機構、職員及び資産を移管され、国土安全保障省の直下に付くという、新たな組織編成となった。

特に対応の在り方に非難が集まったFEMA長官については、上院の承認が必要な大統領任命職へと変更され、その資格としては、緊急事態管理・国土安全保障について確かな能力と知識を有し、5年以上の経営幹部としての経験を有することが規定された⁽¹⁹⁾。

これらの法改正に前後し、国家対応計画を稼働させるような複数の連邦の省庁・機関の調整を要する援助を行う場合の手続の見直しも行われた。

2006年5月に国家対応計画が改定され、前述した、国土安全保障長官による国家重大事態の宣言の発令要件が緩和され、「甚大な被害が予見できる場合」には、「州知事又は地方政府の首長からの要請がなくても」発令可能となった⁽²⁰⁾。

また、2006年には国家対応計画の大幅改定のため、国土安全保障省により、これまでの災

(16) 国家重大事態発令による、スタフォード法を適用しない場合の連邦援助開始プロセスの詳細については、前掲注(10), pp.23-26, 38, 47,50-51を参照。

(17) Making appropriations for the Department of Homeland Security for the fiscal year ending Sep. 30, 2007 and for other purposes, P.L.109-295.

(18) 前掲注(4)参照。

(19) 2002年国土安全保障法第503条(c)。

(20) 前掲注(10), p.38.

害及び緊急事態対策・対応を見直す「国家計画レビュー」が行われた。これは災害等への対応につき、第一義的に責任を有する各州、地方政府等に自己評価をさせ、それを踏まえた分析と担当者への聞き取り調査の実施を内容としたものであった。この結果、アメリカ全体として見た場合、激甚な災害等に対する計画に一貫性がなく、連携が不足している等の問題点が判明した⁽²¹⁾。

これらの結果を踏まえ、2008年1月に国家対応計画に代わるものとして、新たに国家対応枠組が策定された。

国家対応枠組は、国家対応計画と同様、アメリカ国内における災害及び緊急事態に対応するための文書であるが、これが適用・稼働されるにあたっては、事態の種類と規模を問わないことが明確に定義された。また、災害・緊急事態対応に携わる者が明確化されて、連邦、州、地方に加え、重要インフラ等にかかわる民間の会社・団体、非営利団体、非政府組織等も対象とされ、これらの機関・団体が、どのような責任でどのように災害・緊急事態対応に関与するべきかについても、わかりやすく定めた。

国家対応枠組では、国家対応計画を適用・稼働する場合に必要とされていた、国土安全保障長官による国家重大事態の宣言が廃止された。災害及び緊急事態対策・対応において国家的な大規模の調整を行うための国家対応枠組の実施（すなわち複数の連邦省庁・機関等の組織的な援助の実施）は、以後、国家重大事態の承認や宣言がなくとも、国土安全保障長官の調整により行われる。

国家重大事態の廃止の理由については、このような事態においては、連邦の事態、危険又は

被害の規模を評価する初期の段階で、継ぎ目のない対応が不可欠であり、何らかの公的宣言を待っているのは、対応が遅くなるためとされた⁽²²⁾。

II 災害対策の流れ

1 連邦による援助の流れ

連邦の各省庁や機関は、自身が第一義的に権限を有する部分については、独自に、様々な方法により州や地方政府に対し、スタフォード法の規定の大統領宣言や、大統領令等には無関係に、当然にその職権・職務の遂行としての援助を行うことができる。

国家石油及び危険化学物質汚染危機管理計画、集団避難緊急計画、国家捜索及び救助計画、国家海運安全計画等に基づく援助等が、その例である。これらの計画の実施において必要な他省庁との調整は、所管省庁の他に關係する省庁との間の省庁間計画、省庁間協定等によりなされる。

また、国土安全保障大統領指令第5号は、連邦の複数の省庁・機関の調整が必要となるような連邦による援助について定めている。国家対応枠組を発動するような連邦の援助がなされる場合、連邦省庁・機関は、国土安全保障長官により指揮され、調整を受ける。

ただし、これは連邦、州、部族又は地方の省庁及び機関が、第一義的に有する独自の職権・職務を実行することを妨げるものではない。また、国家対応枠組は、連邦省庁・機関が、直接、大統領又は大統領府職員から求められる活動を行うことを妨げない。⁽²³⁾

次に、連邦による援助の開始までの各手続、対応等の一連の流れについて紹介する。

(21) 国家計画レビューの結果については、前掲注(10)、pp.38-41を、それを受けて洗い出された国家対応計画の問題点については同pp.41-42を参照。

(22) Department of Homeland Security, *National Response Framework*, Jan. 2008, p.8. <<http://www.fema.gov/pdf/emergency/nrf/nrf-core.pdf>>

(23) *ibid.*, pp.24-25.

(1) スタッフォード法規定の手続による州への連邦援助

<運営上の機関>

国土安全保障省国家作戦センター (NOC)²⁴、FEMA 国家対応調整センター (NRCC)²⁵、全米 10 地域の FEMA 地域対応調整センター (RRCC)²⁶、現地災害合同本部 (JFO) 及び災害復興センター (DRC) が、スタッフォード法に基づく州に対する連邦援助において、主要な運営上の機関となる。

<恒常的な緊急事態の監視・事前の人材や資材の配置>

国土安全保障省国家作戦センターは、起こりうる大災害又は緊急事態を常時監視し、事前に対象地域に警報を発令することができる。その場合、国土安全保障省は州の緊急事態作戦センター (EOC) に、連絡係及び人員を配置できる。また、併せて他の連邦機関に対し、対象地域への連絡係等の人員派遣を要請することもできる。

FEMA 地域対応調整センターは、全国一体で、部分的に協力をして、又は一部のセンターのみで活動し、事前に人員、設備・装備、援助物資等の提供のための運搬基地施設等を設けることができる。

<州知事による連邦援助要請>

大規模災害又は緊急事態²⁷の直後、まず地方政府の緊急事態対応要員が活動し、状況を評価する。その結果、必要に応じて、他の地方政府との相互援助協定に基づく援助要請を、州を通じて行う。さらに州が、被害状況や州の資源配置等の状況を評価し、例えば、緊急事態管理援助協約のような州間の協定等に基づく救助・援助手続を行う。

被害が深刻で、州の対応能力増強の必要がある場合には、FEMA 地域事務所に対し、状況の評価結果を提出する。

州知事は州の緊急事態作戦計画 (EOP) を発動させ、州及び国土安全保障省に合同予備的被害評価 (PDA) の実施を要請する。

州と連邦は、災害にあってはいる地方政府と協力し、合同予備的被害評価を取りまとめ、大統領による大規模災害宣言又は緊急事態宣言を要請するに値する事態であるか否かを決定する。この合同予備的被害評価に基づき、州知事は大統領宣言発令を要請する。

<大統領宣言>

州知事からの連邦援助の要請を受け、州又は地方政府の対応能力・資源を超えた大規模災害又は緊急事態であり、甚大な被害のおそ

24) 国土安全保障省国家作戦センター (NOC) は、連邦の災害や緊急事態管理において国としての状況確認と作戦調整のハブの役割を果たす常設組織である。複数の省庁にまたがる活動に関する司令センターであり、さまざまな脅威や危険に関する情報を 24 時間体制で監視する。国土安全保障省国家作戦センターには独自の監視員のほか、関係する連邦、州、地方の法執行機関の代表者、国土安全保障省からの情報コミュニティ連絡員、民間の機関や他の州又は地方自治体からの監視員が参加する。 *ibid.*, p.55.

25) FEMA 国家対応調整センター (NRCC) は、FEMA における主たる作戦管理センターであり、国家の資源調整のための重要集中ポイントとなる。24 時間体制で勤務し、起こり得る事態と起こりつつある事態を監視し、地域又は現地の部隊の活動を援助する。また、緊急事態援助機能 (ESF) を最大限に活用することにより、当該事態に対し、迅速に対応するため人員を増強する能力も有する。加えて、資源を提供する必要がある場合や合同本部への政策ガイダンスを提供する必要がある場合には、資源や人員を増強できる。国家対応調整センターは、国家インフラ調整センター (NICC: 国家の重要インフラとキーリソースを継続的に監視する組織) とともに、国土安全保障省国家作戦センターを構成する。 *ibid.*, p.56.

26) FEMA 地域対応調整センターは、FEMA の地域局長の指示の下、24 時間体制で稼働し、緊急事態援助機能の各分野を担当する省庁・機関間の調整、地域内への技術的援助その他サービスの提供に従事する。 *ibid.*, p.61.

27) スタッフォード法における大規模災害及び緊急事態の定義は、前掲注(2)を参照。

れがあると大統領が認めた場合は、大統領により大規模災害宣言又は緊急事態宣言が発令される。

宣言が出されると、連邦省庁・機関と州・地方政府の活動及び資源を調整するため、大統領により連邦調整官 (FCO) が任命され、FEMA を中心としてスタフォード法及び国家対応枠組に規定される連邦援助が開始される⁽²⁸⁾。

<連邦援助の開始>

大規模災害又は緊急事態の大統領宣言の後、現地災害合同本部が組織されるまでは、FEMA 地域対応調整センターが、現地での初期活動を行い、被害状況や、州が緊急に必要としている様々な援助の分量を把握する。それに基づき、FEMA 地域対応調整センターは現地活動の展開に向けた事前準備を行う。⁽²⁹⁾

連邦調整官は、スタフォード法に基づき、大規模災害及び緊急事態対応や復興活動の管理を行う。連邦調整官とともに活動させるために、州知事は州調整官 (SCO) を任命する。

州調整官は、FEMA 地域対応調整センター又は現地災害合同本部において、州知事を代表する。また、他州の援助を受けるにあたり調整を行う、州内の地方公共団体の協調を図る、現地災害合同本部における統一調整グループの一員として活動する等の任務に就く。

(2) 国土安全保障大統領指令第5号に関する災害援助

国土安全保障大統領指令第5号第4条に定める事態に陥った場合、すなわち連邦の複数

の省庁・機関により組織的に対応が行われる必要がある国内の事態が発生した場合、国土安全保障省及び連邦の省庁及び機関は、それらの所管事項に該当する災害への対応を、国土安全保障長官の求めに応じて行う⁽³⁰⁾。

<運営上の機関>

国土安全保障省の国土安全保障省国家作戦センター、FEMA 国家対応調整センター及び FEMA 地域対応調整センター、現地災害合同本部等が、国土安全保障大統領令第5号に基づく災害援助において、主要な運営上の機関となる。

<通常業務としての連邦援助>

複数の連邦省庁・機関の連携により組織的に行われることが特に必要とされない連邦援助の場合には、連邦の省庁及び機関は、法令で定められた所掌事務の範囲内で災害対応を日常的に行う。

<複数の連邦省庁・機関の連携による援助の要請>

複数の連邦省庁・機関の連携により組織的に連邦援助が行われる場合、災害対応の第一義的責任及び権限を持つ連邦省庁又は機関は、国土安全保障長官に対し、複数省庁・機関間における援助とその調整を要請できる。その場合、国土安全保障長官は、国家対応枠組を用いた援助調整を実施する⁽³¹⁾。援助とその調整の開始に際して、災害対応の第一義的責任及び権限を持つ連邦省庁又は機関は、国土安全保障省国家作戦センターを通じ、国土

(28) 42 USC 5141, 5143.

(29) *op.cit.* (22), p.52.

(30) カトリーナ以前は、このように国家対応計画を適用・稼働する場合は、国土安全保障長官による国家重大事態の宣言が必要とされていた。

(31) 一般的に要請を受けた機関は、他の妥当な権限が存在する場合をのぞいて、経済法 (Economy Act of 1933, ch. 3, P.L.73-2) の規定に従い、他の省庁及び機関の参加に対し資金を供する。

安全保障省の長官事務秘書に支援を要請する。要請には状況の概要、必要な資源の種類と量、経済的情報とその他の必要な詳細を含まなければならない。

<複数の連邦省庁・機関の連携による援助 — 現地災害合同本部設置まで>

国土安全保障長官が、当該要請を承認する場合は、国土安全保障省国家作戦センターに対し作戦命令を発令する。国土安全保障省国家作戦センターは、国家対応調整センターを通じ、国家対応枠組の付属書である緊急事態援助機能（ESF）における適切な部分を発動させ、活用し、必要とされる省庁・機関間の調整を実施する。

国土安全保障省長官は、連邦資源調整官（FRC）を任命し、連邦の資源援助を管理させる。さらに、当該事態の異常性や切迫性の程度に応じ、必要とされる場合には、国土安全保障長官は連邦首席管理官（PFO）を指名する⁽³²⁾。連携による援助を要請した省庁・機関は、担当の上級官吏を任命し、資源調整官と協力して、意思決定のための統一調整グループを形成し、必要な援助を特定する業務を行う。

FEMA 地域対応調整センターは単独又は協力して、現地災害合同本部が設置されるまでの間、人員、装備及び供給等資源の分配・配備の促進する流通センター設立等の活動を行う⁽³³⁾。

<現地災害合同本部の設置>

現地災害合同本部は、省庁・機関及び現場の災害指令機構に対し、連邦援助を調整するための集中拠点として機能する。

州知事によるスタフォード法上規定される連邦援助の要請は、現地災害合同本部を通じて行われる⁽³⁴⁾。

現地災害合同本部による常時の省庁・機関間調整の必要が減少した場合には、統一調整グループは、不要な部分について、資源の放出や動員解除又は施設の閉鎖を計画する。

2 国家対応枠組（NRF）及び国家事態管理システム（NIMS）

(1) 国家対応枠組（NRF）

国家対応枠組⁽³⁵⁾は、2008年1月に国家対応計画に代わるものとして策定された。これは、国内で起きるあらゆる事態に連邦が対応するための包括的な取組みの詳細を定めるものであり、災害の大きさは問わない。当初は小規模な事態であっても、後に大きな被害に結びつく可能性があることを考慮し、連邦による援助が必要となる事態であるかどうかの評価を迅速に下し、対応する必要があるためである。

国家対応枠組は、スタフォード法の手続による連邦援助（州知事からの要請があり、連邦援助が必要と認められて大統領宣言が出されるような大規模災害・緊急事態の場合及び連邦権益が直接関連するような災害における連邦対応⁽³⁶⁾）において運用されるだけでなく、

(32) スタフォード法の規定（42 USC 5143）に基づき、大統領宣言がなされた場合に、大統領により指名される連邦調整官は、首席連邦管理官と兼任してはならないと国家対応枠組上で規定されている。

(33) FEMA 国家対応調整センター、FEMA 地域対応調整センター及び現地災害合同本部は、必要な場合には、資金管理活動も監督する。また、連邦省庁・機関は、それぞれ所管の資源を調整して利用する場合、補償協定がある場合はそれに基づき、その他の場合は、それぞれの権限に基づいて行う。

(34) *op.cit.* (22), p.50.

(35) 国家対応枠組の前身である国家対応計画の付属文書は、国家対応枠組にも引き継がれた。

(36) 42 USC 5191 (b). スタフォード法上、州知事の要請や大統領宣言とは別の援助規定が置かれている。

国土安全保障大統領指令第5号第4条に基づき、国土安全保障長官が運用する。

国家対応枠組では、基本的な対応方針が定められ、国家的な対応が組織化される。これには事態に対する準備のための役割分担等も含まれる。

対象となるのは、連邦政府、州政府、民間団体（特に重要インフラ等に関係するもの）、非政府組織等である。前身である国家対応計画とは異なり、特に民間との連携に重点を置く。

国家対応枠組には5つの原則が定められている³⁷⁾。

- ① 協力関係を確実にすること：事態への迅速な対応には州の対応力を強化する必要があるため、州・連邦双方のための計画立案、装備、物品、人員等の準備、組織作り、訓練の実行等を継続すること。
- ② 段階的な対応：最下級の管轄・機関から順に事態に対応することを基本原則とする。まず地方政府、非政府団体、民間団体が対応し、次に州内の近隣の地方政府の協力を仰ぎ、その後、州や連邦に支援を求める。
- ③ 拡張性と柔軟性を有する運用能力：事態の大きさや範囲、複雑さの程度に応じて柔軟な対応を取ること。
- ④ 統一的な命令系統に基づく統合した取組みの実行：効果的な統一した意思決定のシステムとして事態指令システム（ICS）を用いる。これは事態管理に関する省庁を横断する活動に有効である。事態指令システムは国家事態管理システムの一部をなす。

- ⑤ 即応能力：個人レベルから地方政府、州レベルまで、各自が危険についての理解を深め準備すること、現場の行動は国家事態管理システムに従うことで、スムーズで効果的な対応を行う。

国家対応枠組は、本文と次の3つの付属文書からなる。①緊急事態援助機能（ESF）、②援助、③事態³⁸⁾。

本文は発生した事態に対する効果的な国家対応における役割及び責務、対応活動、対応組織、計画要件を導く原則について記載する。

- ①については、(2)で後述する。②は対応における資金管理や、寄付、ボランティア人員管理等に関して記載する。③は、国内事態の中でも特殊な事態について記載する。例えば、生物学的な緊急事態、核又は放射性物質に関する緊急事態、サイバー空間における緊急事態、集団避難等である。

本文の中でも、重要な要素である対応活動については、準備、対応、復旧の3段階があり、準備は計画、組織、訓練、実習、評価・改善の要素に分けられる。国家対応枠組は対応が成功するための重要な前提として、特に準備に焦点を当てている。³⁹⁾

また、国家対応枠組は全米国土安全保障戦略⁴⁰⁾の一部をなす。全米国家安全保障戦略は、①テロリストからの攻撃を防止し、阻害すること、②国民及び重要社会基盤と主要資源を保護すること、③事態に速やかに対応し回復すること、④長期的成功の4点を確実にするため、継続的に基盤強化に努めることを目指すものである。国家対応枠組は③に対応して

³⁷⁾ *op.cit.* (22), pp.8-12.

³⁸⁾ *ibid.*, pp.3-4.

³⁹⁾ *ibid.*, pp.27-32.

⁴⁰⁾ Homeland Security Council, National Strategy of Homeland Security, Oct. 2007. <http://www.dhs.gov/xlibrary/assets/nat_strat_homelandsecurity_2007.pdf>

いるものである。

(2) 緊急事態援助機能 (ESF)

緊急事態援助機能とは、国内事態への対応において、連邦の人員、設備等の資源と対応能力を、最も頻繁に必要とされる各種の機能に分類し、組織化させものである。そこには特定の民間機関と非政府団体も組み込まれる。

緊急事態援助機能においては、調整担当省庁・機関の下で、他の関連する省庁も援助を行う。調整担当省庁・機関を援助する省庁・機関は、各自の所掌内で基本的に有している資源と能力に応じて定められる。これは国家事態管理システムの分類と一致する。

緊急事態援助機能はスタフォード法に定められる手続による連邦対応、国土安全保障大統領指令第5号の連邦による対応の場合に用いられ、状況に応じて、必要な分野が選択され、活性化・運用される。FEMAの司令部では、緊急事態援助機能は国家対応調整センターでの現地作戦の調整と意思決定を援助し、FEMA地域対応調整センターにおける地域のレベルの技術的援助やその他のサービスの提供に用いられる。⁽⁴¹⁾

次の表のとおり、緊急事態援助機能は、現在、15の分野がある。⁽⁴²⁾

(3) 国家事態管理システム (NIMS)

国家事態管理システムは、国土安全保障大統領指令第5号の規定により国内で発生するあらゆる緊急事態に対して適用される指揮管理構造の枠組み又はひな形で、2004年3月に策定され、以後、継続して改定されている。このシステムでは、柔軟性、標準化、一貫性

が重視される。

対象となるのは、連邦省庁・機関、州及び地方政府、民間団体、非営利団体である。

国家事態管理システムは、現地における事態対応指令系統として事態指令システム(ICS)を採用しており、状況によっては、複数の事態指令システムを統括する地域司令部が作られることもある。

事態指令システムは、もともと、1970年代にカリフォルニア州で原野火災消火のために消防機関により構築された司令システムをFEMAが採用したものである。

事態指令システムは、①司令担当である情報担当官、安全担当官、連絡担当官と②一般業務担当として、計画部、作戦部、後方援助部、財務管理部の組織からなる。①の各担当官はシステムのトップである司令官に直属し、一般業務担当者は、それぞれの各部の部長に率いられ、部長は司令官の下に置かれる。⁽⁴³⁾

Ⅲ スタフォード法及び国土安全保障大統領指令第5号の概要

1 スタフォード法の概要

スタフォード法は、次の各事項を定める。

第I節 認定、宣告及び定義（合衆国法典第42編第5121条～第5122条）

制定に至る連邦議会の認識及び宣言、緊急事態、大災害等、スタフォード法上用いられる用語の定義がなされる。

第II節 災害の準備及び緩和のための援助（第5131条～第5134条）

連邦及び州の災害準備計画とそれに対する

(41) *op.cit.* (22), p29.

(42) *ibid.*, pp.57-59.

(43) *ibid.*, pp.47-48.

(表) 緊急事態援助機能 (ESF) の 15 の分野

援助機能分野	調整担当省庁	担 当
①交通	交通省	航空管制・空域管理、交通機関の安全、交通に関する重要社会基盤の復旧・回復、移動規制、損害と影響の評価
②通信	国土安全保障省 (国家通信システム)	遠隔通信及び IT 関係企業の調整、遠隔通信インフラの復旧・回復、国のサイバー及び IT 資源の保護、復旧及び維持
③公共工事・土木	国防省 (陸軍工兵隊)	インフラの保護と応急処置、インフラの復旧、技術業務提供・建設管理、人命救助及び生命維持業務に役立つ緊急整備・応急工事
④消防	農務省 (林野部)	連邦の消防活動の調整、原野火災他の消火活動への援助
⑤緊急事態管理	国土安全保障省 (FEMA)	事態管理及び対応活動の調整、任務・職務の発令、資源・人材管理、財務管理
⑥被災者対応及び人的サービス	国土安全保障省 (FEMA)	群衆管理、緊急援助、避難住宅の準備、福祉
⑦物流管理・資源援助	一般調達局及び国土安全保障省 (FEMA)	包括的物流管理計画・管理、援助持続のための活動
⑧公衆衛生・医療サービス	保健社会福祉省	公衆衛生、医療、メンタルヘルス対応、大量死亡者の対応
⑨捜索及び救助	国土安全保障省 (FEMA)	生存者救出援助、捜索救助活動
⑩石油及び有害危険物対応	環境保護庁	石油及び危険物質対応、汚染物質除去・環境回復
⑪農業及び自然資源	農務省	栄養援助、感染症、家畜、農作物の病虫害、食の安全、ペットの安全確保
⑫エネルギー	エネルギー省	エネルギーインフラ評価・修復・復旧、エネルギー供給等の調整、エネルギー予測
⑬公共の安全と治安	司法省	施設等の治安安全、警備・技術的資源援助、公安、雑踏管理
⑭コミュニティの長期的復興	国土安全保障省 (FEMA)	コミュニティに対する社会経済的影響の評価、長期的なコミュニティ復興援助、被害緩和計画の適用結果の分析と評価
⑮対外関係	国土安全保障省	緊急事態情報公開・防御活動指導、メディア関係、議会・国際関係、部族・島嶼関係

(出典) Department of Homeland Security, *National Response Framework*, Jan. 2008, pp.58-59.
 〈<http://www.fema.gov/pdf/emergency/nrf/nrf-core.pdf>〉ほかを参考に筆者作成。

連邦から州への技術的援助及び資金的援助、連邦による州への災害警報の発令等の災害前危険緩和のための計画が規定される。

第Ⅲ節 大規模災害及び緊急事態援助管理 (第 5141 条～第 5165d 条)

・ スタッフォード法に規定する連邦から州への援助は、州知事の要求によりなされること。

- ・ 援助活動の態様の査定、現地事務所の設立等において必要な各機関の調整を行う連邦調整官 (FCO) を大統領が任命すること。
- ・ 州調整官 (SCO) の指名を大統領が、州知事に要請すること。
- ・ 連邦省庁・機関が具体的に行う活動や担当者の任命に関する事項。例えば、連邦調整官を支援する緊急事態支援チーム (EST)

の結成と災害地域への派遣について、各連邦省庁・機関の長に対して大統領（ただし、FEMA 長官に権限は委任されている。）が命じること等。

- ・ スタッフォード法に基づく連邦職員の職務遂行行為による損害賠償責任の免責
- ・ 連邦省庁・機関の支出に対する償還や費用負担
- ・ 被災者や援助団体による補助金重複受給の禁止
- ・ 公共施設及び公共住宅援助の適用における優先順位
- ・ 被害にあった地域の企業及び人員の積極的な活用
- ・ 災害救助における差別の禁止
- ・ 資金の悪用等のスタッフォード法違反に対し、罰金等の民事責任が科せられること。
- ・ 州や自治体が被害緩和計画を策定し、実行していた場合に連邦費用負担を増額すること。

第IV節 大規模災害援助プログラム（第5170条～第5189e条）

- ・ スタッフォード法が規定する連邦援助は、大統領による大規模災害宣言を起点として実行され、宣言発令の要請は被災州が行うこと。
- ・ 大規模災害宣言は、当該災害が連邦の援助が必要な程度に甚大で州の対応能力を超えていることが認定されてからなされること。
- ・ 援助の内容（一般的援助、基本的援助等）
- ・ 瓦礫撤去や仮設住宅建設に関する連邦と州の分担
- ・ 連邦による州の公共施設の修理・復元の援助及び失業者の援助
- ・ フードスタンプ配給、法律相談、カウンセリング等の福祉事業の援助

- ・ 地方政府への連邦からの貸付
- ・ 重要インフラ提供者等の被災地への例外的立入りの承認

第IV-A節 緊急事態援助プログラム（第5191条～第5193条）

- ・ スタッフォード法が規定する連邦援助は大統領の緊急事態宣言を起点として実行され、宣言発令の要請は被災州が行うこと。
- ・ 緊急事態宣言は、当該災害が連邦の援助が必要なほど甚大で州の対応能力を超えていると認定された後になされること。
- ・ 州知事が州法に基づき適切に活動し、州の緊急計画を執行していることが、要請の承認に必要となること。
- ・ 緊急事態に際しての連邦援助の内容は、ほぼ大規模災害対応と同様であること。
- ・ 連邦が負担する援助額は、全体の75%を下限とし、緊急事態1件当たり500万ドルを超えないこと。

第IV-B節 緊急事態準備（第5195条～第5197h条）

- ・ 緊急事態準備の定義：危険による民間人への実害の緩和や実害に対応するために計画される活動や方針
- ・ 危険の定義：大統領による大規模災害宣言及び緊急事態宣言が発令されるような事態から惹起されるあらゆる危機
- ・ 緊急事態準備の内容の詳細の策定及び運営がFEMA長官により行われること。
- ・ 連邦、州及び地方政府は、合同して緊急事態準備システムを提供する義務を負うこと。

第V節 雑則（第5201条～第5208条）

2 国土安全保障大統領指令第5号の概要

2003年2月28日に制定された国土安全保障大統領指令第5号は、23条からなる。

構成は、目的（第1条及び第2条）、政策（第3条から第13条）、任務（第14条から第20条）、第21条以下は、他の大統領令等の文言調整となっている。

内容は、大きく次の5つの要素からなっている。①事態管理、②法執行、③国家防衛及び民間による防衛援助、④国際協調、⑤諜報。

①は、国内事態管理の主たる責任を国土安全保障長官が負い、大統領指令等を含む大統領令又は制定法に基づき連邦の資源をテロ攻撃、大災害やその他の緊急事態に対する防止、準備、対応及び復興に用いるよう調整をはかること、FEMA長官がすべての緊急事態管理に関する事項について大統領、国土安全保障長官及び国土安全保障会議（Homeland Security Council）の主たる顧問となること等である。

②の主な内容は、司法長官がテロなどの犯罪捜査についての主導的責任を負うことである。

③は、緊急事態準備における救命、財産保護、環境保護や被害の緩和等のために国防省が資源や人員を提供すること、その場合の指揮権は国防長官が持つことを内容とする。また、国防省の部隊と州兵はあらゆるレベルで調整を行って活動することも規定されている。⁴⁴⁾

④、⑤については説明を省略する。

具体的な条文としては、第4条で、この大統領指令により規定される国内事態に対する連邦対応活動における第一義的な対応者を国土安全保障長官と定める。この場合の国土安全保障長官は、2002年国土安全保障法に従い、連邦省庁・機関間の様々な調整を行う責務を有すると規定される。

第15条では、国土安全保障長官が、国家事態管理システムを管理し、運営することが定められる。

第16条は、国土安全保障長官は国家対応計画を策定し、大統領補佐官、科学技術政策局長等と協議をし、国家対応計画の改善を行い、機密扱いとしないことを定める。また国家対応計画が満たすべき条件等についても定める。

第17条で、国家対応計画策定の最終期限を、2003年4月1日とし、2003年6月1日までに国家事態管理システムの実行のための、基準ガイドラインの策定を義務付けている。

おわりに

アメリカにおける災害等への対策・対応では、基本的には州や地方政府が第一義的責任を負うということに関しては、9.11同時多発テロ事件の発生やハリケーン・カトリーナの大惨事後においても変更はない。国土安全保障大統領指令第5号は、あくまでも連邦政府内での協力と調整の範囲として、複数省庁・機関間の調整を必要とする連邦による援助の迅速化や国家対応枠組等の迅速な運用を目指して策定された仕組みである。この仕組みは、国土安全保障長官による連邦の複数の省庁・機関等が組織的に行う必要のある連邦による援助等に際して要件とされていた、国家重大事態宣言発令の手続が廃止される等、改善が進められている。

災害対応のための連邦組織の改革も、危機管理体制の向上のため、しばしば実施されている。必要に応じて、今後もアメリカにおいては、このような動きが継続していくものとみられる。

しかし、連邦の援助機能を強化しつつあるとも解釈されるこれらの動きに対しては、いわゆる災害対応の「連邦化」ではないかという批判

⁴⁴⁾ *ibid.*, pp.25-26.

もある。これに対し、連邦政府は、これは、あくまでも「援助」の範囲内の改善であり、緊急事態に対応する州の権利を引き継いだり、剥奪したりするものでないと反論している。また、スタフォード法に規定される大統領宣言に基づく援助についても、各州に対する連邦からの援助を可能とするための手続に過ぎず、連邦が災害対応の全権を引き継ぐことを義務付けるもの

でも、連邦政府が州の権利を無効にする許可を与えるものでもないと、改めて説明している。⁽⁴⁵⁾

このような議論からも、アメリカでは災害等への対策・対応においては、連邦と州との関係、それぞれの立場をどのように位置づけるかが、重要視されているという特有の事情があると考えられる。

(いび みえこ)

(参考) 略語表

略 称	正式名称	日本語訳
EOP	Emergency Operations Plan	緊急事態作戦計画
FCO	Federal Coordinating Officer	連邦調整官
FEMA	Federal Emergency Management Agency	連邦危機管理庁
FRC	Federal Resource Coordinator	連邦資源調整官
FRP	Federal Response Plan	連邦対応計画
HSPD-5	Homeland Security Presidential Directive 5	国土安全保障大統領指令第 5 号
HSPD-8	Homeland Security Presidential Directive 8	国土安全保障大統領指令第 8 号
ICS	Incident Command System	事態指令システム
INS	Incident of National Significance	国家重大事態
JFO	Joint Field Office	現地災害合同本部
NIMS	National Incident Management System	国家事態管理システム
NRF	National Response Framework	国家対応枠組
NRP	National Response Plan	国家対応計画
NPG	National Preparedness Goal	国家準備目標
NPG	National Preparedness Guidance	国家準備指針
NOC	National Operations Center	国土安全保障省国家作戦センター
NRCC	National Response Coordination Center	FEMA 国家対応調整センター
RRCC	Regional Response Coordination Center	FEMA 地域対応調整センター
PDA	Preliminary Damage Assessment	合同予備的被害評価
PFO	Principal Federal Official	連邦主席管理官
PPD-8	Presidential Policy Directive 8	大統領政策指令第 8 号
SCO	State Coordinating Officer	州調整官

(45) 前掲注(10), p.52.

(年表) 災害等への対策・対応関係法令の流れ

年	法 制	補 足
1988.11	ロバート・T・スタフォード法 (P.L. 100-707) 制定	連邦による災害対応の基本を定める。
2000.10	2000年災害軽減法 (P.L.106-390) 制定 (スタフォード法の改正を含む。)	
2001.9	9.11 同時多発テロ発生	
2002.11	2002年国土安全保障法 (P.L.107-296) 制定 (国土安全保障省の新設に伴う連邦緊急事態管理庁 (FEMA) の機構改革及び関連するスタフォード法の一部改正を含む。) 同法第 502 条(6)が、国家対応計画 (NRP) の策定について規定。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9.11 同時多発テロを受けた法制定。 ・ NRP は連邦対応計画 (FRP) に変更を加え、テロ攻撃対策の側面を強化したものの。 ・ FRP は、「連邦緊急事態管理」大統領令第 12148 号及び「緊急事態準備の責任分担」大統領令第 12656 号に基づき、1992 年に策定 (以後、1999 年、2003 年に改定)。
2003.2	「国内事態の管理」(HSPD-5 (国土安全保障大統領指令第 5 号)) の制定 国土安全保障長官が連邦による国内の危機管理を統合することを定める。 第 15 条で国家事態管理システム (NIMS) の構築、第 17 条で NRP 策定に関する詳細を規定。	スタフォード法に規定される大統領宣言に基づくもの以外に連邦による支援の開始について規定。
2003.12	「国家準備」(HSPD-8 (国土安全保障大統領指令第 8 号)) の制定 HSPD-5 の手引き、特にテロ攻撃の場合を強く意識したすべての危機に対する準備について規定。 第 4 条で国家準備目標 (NPG) の策定を規定。	
2004.3	NIMS 策定	
2004.12	NRP 策定	
2005.8	ハリケーン・カトリーナ発生	
2006.5	NRP 改定 (国家重大事態 (INS) 発令要件の緩和。甚大な被害が予見できる場合、州知事又は地方自治体首長の要請なく発令可能とする改定。)	
2006.10	2006年ポスト・カトリーナ緊急事態管理改革法 (P.L.109-295) 制定 FEMA の機構改革に関する 2002 年国土安全保障法及び関連するスタフォード法の改正。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハリケーン・カトリーナへの対応不備を受けた改定。 ・ NRP に関する規定は、ポスト・カトリーナ緊急事態管理改革法第 504 条(6)に移転。
2007	「国家計画」国土安全保障大統領指令第 8 号 ANNEX (HSPD-8, annex) 制定 NRP の全面改定を指示。HSPD-5 の文言修正。	
2008	NIMS の改定、国家対応枠組 (NRF) の策定	
2011.3	「国家準備指令」(PPD-8 (大統領政策指令第 8 号)) の制定 NPG の代わりとなる国家準備指針 (National Preparedness Guidance) と国家防災システムの策定を指示。ただし、これまでの災害対策法制の枠組みに影響は与えない。	HSPD-8 及び HSPD-8 Annex が置き換えられる。ただし、HSPD-5 の文言修正部分は、引き続き有効。

出典：筆者作成

合衆国法典第 42 編第 68 章 災害救助（スタフォード法）（抄）

42 USC Ch. 68 DISASTER RELIEF

海外立法情報調査室 植月 献二訳
海外立法情報課 廣瀬 淳子訳⁽¹⁾

【目次】

- 第 I 節 認定、宣言及び定義（第 5121 条～第 5122 条）
- 第 II 節 災害の準備及び緩和のための援助（第 5131 条～第 5134 条）
- 第 III 節 大規模災害及び緊急事態援助管理（第 5141 条～第 5165d 条）
- 第 IV 節 大規模災害援助プログラム（第 5170 条～第 5189e 条）
- 第 IV-A 節 緊急事態援助プログラム（第 5191 条～第 5193 条）
- 第 IV-B 節 緊急事態準備（第 5195 条～第 5197h 条）
- 第 V 節 雑則（第 5201 条～第 5208 条）（省略）

第 I 節 認定、宣言及び定義

第 5121 条 連邦議会の認定及び宣言

- (a) 連邦議会は、次の各号に掲げる理由により、救援、援助及び緊急事態役務の進捗を図る被災州の取組みを援助するための特別措置並びに荒廃した地域の再建及び復興が必要であると認めて宣言する。
- (1) 災害は、頻繁に生命の損失、人の苦難、収入の喪失並びに財産の損失及び被害を引き起こすこと。
 - (2) 災害は、頻繁に政府及び地域社会の正常な機能を混乱させ、個人及び家族に甚大な悪影響を及ぼすこと。
- (b) この章の規定により、連邦政府が、次の各号に掲げる措置によって、そのような災害に

よって生じる苦難及び被害を軽減する責任を州政府及び地方政府が果たすために、それらに対して秩序的かつ持続的な援助の手段を提供することは、連邦議会の意思である。

- (1) 既存の災害救助プログラムの範囲を改定及び拡大すること。
- (2) 州政府及び地方政府による災害準備及び援助計画、プログラム、能力並びに組織の包括的な展開を奨励すること。
- (3) 災害準備及び救助プログラムのより一層の調整及び対応を達成すること。
- (4) 個人、州政府及び地方政府に対して、政府の援助金を補い又は代替する保険による保障を得ることによって自らを保護するよう奨励すること。
- (5) 土地利用及び建築の規則の展開等、災害による損失を減少させるための危険の緩和措置を奨励すること。
- (6) 災害により被る公共及び民間の双方の損失を対象とする連邦援助プログラムを展開すること。

第 5122 条 定義

この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「緊急事態」とは、大統領の判断によって、生命を救い、財産並びに公衆の健康及び安全を保護し、又は合衆国内における大異変の脅威を低減又は回避するための州政府及び地方政府の取組み及び能力を補うために

(1) 訳注：翻訳は、2011 年 10 月 31 日現在の条文を対象とし、第 I 節から第 III 節を植月が、第 IV 節から第 V 節を廣瀬が担当した（<http://uscode.house.gov/pdf/2010/2010usc42.pdf>）。なお、災害の準備は防災、災害の緩和は減災とする用語もあるが、この訳では、総じて preparedness を準備、mitigation を緩和と訳した。

連邦の援助が必要とされる場合又は事例をいう。

- (2) 「大規模災害」とは、合衆国内における(ハリケーン、竜巻、暴風雨、高潮、波浪、高波、津波、地震、火山噴火、地すべり、土石流、吹雪又は干ばつ等の)異常な自然現象又は原因にかかわらず火事、洪水若しくは爆発であって、その深刻さと規模において、それによって引き起こされる被害、損失、苦難又は困難を緩和しようとする州、州政府及び災害救助組織の取組み及びその調達可能な資源を補う大規模災害援助でこの章で定めるものを正当化するに足りる被害が生じると大統領が認めるものをいう。
- (3) 「合衆国」とは、50州、コロンビア特別区、プエルト・リコ、ヴァージン諸島、グアム、米領サモア及び米国北マリアナ諸島自治連邦区をいう。
- (4) 「州」とは、合衆国のいかなる州、コロンビア特別区、プエルト・リコ、ヴァージン諸島、グアム、米領サモア及び米国北マリアナ諸島自治連邦区をいう。
- (5) 「州知事」とは、州の行政上の長をいう。
- (6) 「障害者」とは、この編第12102条第2項に定義する障害を伴う者をいう。
- (7) 「地方政府」とは、次に掲げるものをいう。
- (A) 郡、自治体、市、町、タウンシップ、地方公共団体、学校区、特定区、州内区、政府の会議(州法に規定する非営利団体としての法人か否かを問わない。)、地域の若しくは州際の政府又は地方政府の諸機関
- (B) インディアンの部族若しくは認定された部族の組織又はアラスカの先住民の村若しくは組織
- (C) 農村社会、所属が定められていない町若しくは村又はその他の公共体であって、そのために州又は州の政治区が援助

要請を行うもの

- (8) 「連邦機関」とは、連邦政府の省、独立官庁、政府関係法人又はその他の行政機関であって、合衆国郵便事業はこれに含め、アメリカ赤十字社を除く。
- (9) 「公共施設」とは、州政府又は地方政府が所有する次に掲げる施設をいう。
- (A) 洪水制御、運行誘導、灌漑、干拓、公共電力、下水処理及び収集、水の供給及び配分、流域開発又は空港の施設
- (B) 連邦の助成を受けない街路、道路又は高速道路
- (C) その他の公共の建築物、構造物又はシステムであって、教育、リクリエーション又は文化のためのものを含む
- (D) 公園
- (10) 「民間非営利施設」とは、一般に(A)に掲げる施設をいい、付加的施設として(B)に掲げる施設をいう。
- (A) 民間の非営利の教育、公益事業、灌漑、緊急事態、医療、リハビリテーション及び(高齢者及び身障者対象のものを含む)暫定的又は恒常的な保護型介護の施設並びにインディアン保留地にある施設で大統領が定めるもの
- (B) 公衆に対する行政的性質を有するサービスを提供する施設で大統領が定義するもの(美術館・博物館、動物園、舞台芸術施設、地域社会の芸術センター、図書館、住居を有しない人々の避難所、高齢者のセンター、リハビリテーション施設、庇護授産施設並びに行政的性質を有する健康及び安全を提供する施設等)

第Ⅱ節 災害の準備及び緩和のための援助

第5131条 連邦及び州の災害準備プログラム

- (a) 他の機関の役務の活用

大統領は、適切なすべての機関の役務を活用し、次の各号に掲げる活動を内容とする災害準備プログラムを策定する権限を有する。

- (1) 緩和、警報、緊急事態活動、復興及び復旧のための災害準備計画の準備
 - (2) 訓練及び演習
 - (3) 災害後の批評及び評価
 - (4) プログラムの毎年の検証
 - (5) 連邦、州及び地方の準備プログラムの調整
 - (6) 科学技術の応用
 - (7) 研究調査
- (b) 計画及びプログラムの展開のための技術的援助

大統領は、州に対して、危険の減少、回避及び緩和等の災害に対する準備のための、被災した個人、事業並びに州政府及び地方政府への援助のため、並びに被害を受け又は破壊された公共及び民間の施設の復旧のための包括的計画及び実施可能なプログラムを展開することにおいて、技術的援助を提供しなければならない。

- (c) 計画及びプログラムの展開のための州への補助金

大統領は、州の申請に基づいて、災害の準備及び防止のための計画、プログラム及び能力の展開に、総額 25 万ドルを超えない範囲で当該州に補助金を交付する権限を有する。当該補助金は、1974 年 5 月 22 日から 1 年以内に申請しなければならない。この条に基づいて財政的援助を希望する州は、当該災害準備プログラムを計画し実施する機関を指定又は設立し、当該機関を介して州の計画を大統領に提出しなければならない。その計画は、次に掲げる条件を満たしていなければならない。

- (1) 個人、事業及び地方政府への援助の規定を含み、緊急事態及び大規模災害に対する

準備及びその後の援助のための包括的かつ詳細な州のプログラムを定めていること。

- (2) 適切な職員の任命及び訓練、必要な規則及び手続の整備並びに要求される演習の実施要領に関する規定を含んでいること。
- (d) 州の計画の改善、維持及び更新のための補助金

大統領は、自然災害の評価並びにその危険を緩和するために必要なプログラム及び活動の展開等に関する州の災害援助計画を改善し、維持し、及び更新するための費用について、その 50%を超えない範囲で、1 州につき年 5 万ドルを超えないことを条件に、補助金を交付する権限を有する。

第 5132 条 災害警報

- (a) 連邦機関が州及び地方の公務員に警報を発令する即応態勢

大統領は、すべての適切な連邦機関が州及び地方の公務員に対して災害の警報を発令する準備態勢の整備を確保しなければならない。

- (b) 効果的な警報のための州政府及び地方政府に対する技術的援助

大統領は、適時に効果的な災害警報が発令されることを確保するために州政府及び地方政府に対して技術的援助を提供するように適切な連邦機関に対して指示しなければならない。

- (c) 災害によって危険にさらされている行政当局及び公衆に対する警報

大統領は、連邦、州及び地方機関に対し、災害によって危険にさらされている地域にある行政当局及び地域住民に対して警報を発令するために、この編第 5196 条(c)項の規定に従って設置し維持する民間の防衛通信システム又は連邦の他の通信システムの設備を活用し、又は利用可能にさせる権限を有する。

- (d) 営利通信システムとの設備利用に関する協定
大統領は、災害による危険にさらされた行政当局及び住民に対して警報を発令するために、補償責任の有無にかかわらず、そのシステムの利用を申し出る民間又は営利の通信システムの職員又は代理人と協定を締結する権限を有する。

第 5133 条 災害前の危険緩和

- (a) 貧困な地域社会の定義
この条において、「貧困な地域社会」とは、大統領が策定する規準に基づき、3,000 人以下の人々で構成され、経済的に貧困であるとそれが存在する州が判定する地域社会をいう。
- (b) プログラムの策定
大統領は、州政府及び地方政府の管轄区域内における重要なサービス及び施設に対する被害等の傷害、生命損失及び財産の被害若しくは破壊の減少を図り、かつ、費用に対する効果が高い危険緩和措置を災害前に実施することを援助する技術的及び財政的援助を提供するプログラムを策定することができる。
- (c) 大統領による承認
大統領は、州政府及び地方政府がその管轄区域における自然災害の危険を確認し、かつ、自然災害の危険を緩和する効果的な官民の協力関係を形成する能力を実証したと認める場合には、この条(i)項の規定に従って設置される全米災害前緩和基金（以下、この条においては「基金」という。）からの資金を利用して、この条(e)項の規定に従った利用に供するために当該州政府及び地方政府に対して技術的及び財政的援助を提供することができる。
- (d) 州の推薦
- (1) 総則
- (A) 推薦
各州の州知事は、この条に規定する援

助の対象として 5 以上の地方政府を大統領に推薦することができる。

(B) 提出の期限

(A)に規定する推薦は、2001 年 10 月 1 日までに、それ以降にあっては、各年の 10 月 1 日又は大統領が定めるそれ以降の日までに大統領に提出しなければならない。

(C) 規準

(A)に規定する推薦を行うに当たって、州知事はこの条(g)項に規定する規準を考慮しなければならない。

(2) 採用

(A) 総則

(B)に規定する場合を除いて、大統領は、この項の規定に基づく州知事の推薦する地方政府の中から、この条の規定に基づいて援助を提供する地方政府を選択しなければならない。

(B) 異常な状況

大統領は、この条の規定に基づいて地方政府に援助を提供するに当たって、異常な状況により当該選択が正当化され、かつ、この条の目的を推進するものであると認める場合には、この項の規定に基づいて州知事が推薦したものと異なる地方政府を選択することができる。

(3) 推薦しない場合の結果

州知事がこの項の規定に基づく期間内に推薦を行わなかった場合は、大統領は、この条に基づく援助を受ける地方政府を(g)項に定める規準に従って選択することができる。

(e) 技術的及び財政的援助の利用

(1) 総則

この条の規定に基づいて提供される技術的及び財政的援助は、次に掲げる条件に従って利用されなければならない。

- (A) 州政府及び地方政府が、費用に対する効果が高く、かつ、この条の規定に基づいて大統領が承認した提案に策定された災害前危険緩和措置の実施に主として利用すること。
- (B) 次の事項に利用することができること。
- (i) 効果的な自然災害の危険を緩和する官民の協力関係を支援すること。
- (ii) 地域社会の自然災害の危険に対するぜい弱性の評価を向上させること。
- (iii) 地域社会のために危険緩和優先事項及び適切な危険緩和計画を定めること。
- (2) 普及
- 州政府又は地方政府は、この条の規定に基づいて州政府又は地方政府がその会計年度に受けた財政的援助を、その 10% 以下の範囲で、費用に対する効果の高い緩和技術に関する情報の普及活動の資金に利用することができる。
- (f) 資金の割当て
- (1) 総則
- 大統領は、この条の規定に基づいた財政的援助を、競争原理に基づき、かつ、(g)項に規定する規準に従って給付しなければならない。
- (2) 最低額及び最高額
- この条の規定に基づいた財政的援助を提供するに際して、大統領は、財政的援助として 1 会計年度に次の(A)及び(B)に掲げる額（当該州の地方政府に割り当てる金額を含む。）を州が利用できるように確保しなければならない。
- (A) 次に掲げる金額のうちいずれか少ないものを下回らないこと。
- (i) 575,000 ドル
- (ii) この条の規定を実施するために充当された当該会計年度の資金総額の 1% に相当する金額
- (B) この条の規定を実施するために充当された当該会計年度の資金総額の 15% に相当する金額を超えないこと。
- (g) 援助給付の規準
- この条の規定に基づく州政府又は地方政府に対する技術的及び財政的援助の提供の可否を判断するに当たり、大統領は、次に掲げる事項を考慮しなければならない。
- (1) 緩和されるべき危険の範囲及び性質
- (2) 将来の自然災害による被害を減少させることに対する州政府又は地方政府の関与の程度
- (3) 当該技術的及び財政的援助を利用して実施する予定の危険緩和措置のために現在州政府又は地方政府が連邦支援ではない支援を行っているそれらの関与の程度
- (4) 当該技術的及び財政的援助を用いて実施する危険緩和措置が、州の制定する緩和目標及び優先事項に対して貢献する度合い
- (5) 当該技術的及び財政的援助が、この章の規定に基づいて提供する他の援助と調和する度合い
- (6) 有意義かつ定義可能な成果を生み出す費用に対する効果の高い緩和活動が明確に確認されており、それらが優先されている度合い
- (7) 州政府又は地方政府がこの編第 5165 条の規定に基づく緩和計画を提出した場合に、第(6)号の規定に基づいて確認される活動と当該緩和計画との一致する度合い
- (8) 社会の純益を最大とする活動に資金を提供する機会
- (9) 小さく貧困な地域社会における緩和活動に資金提供する程度
- (10) 大統領が州政府及び地方政府と協議して策定するその他の規準

(h) 連邦の負担

(1) 総則

この条の規定に基づいて提供する財政的援助は、大統領が承認する緩和活動の総費用の75%まで提供することができる。

(2) 小さく貧困な地域社会

第(1)号の規定にかかわらず、大統領は、小さく貧困な地域社会で実施される緩和活動の総費用については、その90%まで提供することができる。

(i) 全米災害前緩和基金

(1) 設置

大統領は、米国財務省の下に、この条の規定の実施に用いられる「全米災害前緩和基金」として知られるべき基金を設置することができる。

(2) 基金への移転

基金には、次に掲げる金額を預金しなければならない。

(A) この条の規定を実施するために充当される金額であって、支出の利用に備えて留保しておかなければならないもの。

(B) 寄贈、遺贈又は大統領が災害前危険緩和のために受ける役務若しくは財産の寄付から得られる総額

(3) 基金からの支出

大統領の要求に応じて、財務長官は、この条の規定に基づき大統領が決定する技術的及び財政的援助を提供するために必要な金額を基金から大統領あてに移転しなければならない。

(4) 基金からの投資額

(A) 総則

財務長官は、財務長官の判断において、当面の引出しに支障とならない範囲で基金からの投資を行わなければならない。投資は、合衆国の有利子の債権で行わなければならない。

(B) 債権の取得

(A)の規定に基づく投資を行うために、次に掲げるいずれかの条件で債権を取得することができる。

(i) 新しく発行された債権をその額面で購入すること。

(ii) 発行済みの債権を市場価格で購入すること。

(C) 債権の売却

財務長官は、基金が取得した債権を市場価格により売却することができる。

(D) 基金への預金

基金が保有する債権に係る利子及びその売却又は買戻しによって得られる収益は、貸方に記入し基金の一部としなければならない。

(E) 基金への移転額

(i) 総則

この項の規定に従い基金に移転が必要となる金額は、財務長官の見積もりに基づいて財務省の一般財源から少なくとも毎月移転しなければならない。

(ii) 調整

最初の見積りと必要であった金額との過不足に応じて、その後に移転する金額により、正確な調整を行わなければならない。

(j) 財政的援助総額の上限

大統領は、基金で利用可能な金額を超えてこの条の規定に基づく財政的援助の提供を行ってはならない。

(k) 多重危険警告地図

(1) 多重危険警告地図の定義

この項において、「多重危険警告地図」とは、危険が重複する地域を示すために各種の自然災害に関する危険情報が同時に識別される地図をいう。

(2) 地図の制作

大統領は、州、地方政府及び適切な連邦機関と協議して、5 以上の州で通常自然災害の危険（洪水、ハリケーン及び強風、地震等）が繰り返し発生する地域について多重危険警告地図を制作しなければならない。

(3) 技術の利用

この項の規定に基づいた多重危険警告地図を制作するに際し、大統領は、入手可能な、最大限実用的で、最も費用に対する効果が高く、かつ、効率的な技術を利用しなければならない。

(4) 地図の利用

(A) 警告的性質

多重危険警告地図は、警告的なものとし、いかなる行政又は民間の主体に対しても新しい政策の策定を要求し、又は新しい政策を課すものであってはならない。

(B) 地図の利用提供

多重危険警告地図は、次に掲げる用途のために適切な州政府及び地方政府の利用に供さなければならない。

- (i) 第(2)号に規定する地域における自然災害の危険について公衆に通知すること。
- (ii) (e)項に規定する活動を支援すること。
- (iii) その他の公用

(1) 連邦及び州の行政に関する報告

2000 年 10 月 30 日から 18 か月以内に、大統領は、州政府及び地方政府と協議した上で、この条の規定を実施する取組みの成果を評価し、この条の規定に基づいて策定した援助プログラムを実施するために、必要な能力を有する州に、より大きな権限及び責任を委譲する手続を勧告する報告書を連邦議会に提出しなければならない。

(m) 政府支出金の承認

この条の規定を実施するために次に掲げる

金額の支出を認めるものとする。

- (1) 2011 会計年度に 1.8 億ドル
- (2) 2012 会計年度に 2 億ドル
- (3) 2013 会計年度に 2 億ドル
- (n) お手盛り予算（earmarks）の禁止

(1) 定義

この項において、「議会指定支出」とは、法令による規定又は報告に記載される用語であって、法令上若しくは行政上決められた方法又は競争による交付手続によることなく、主として、上院議員又は下院の議員、代議員若しくは常駐弁務官の求めによって、特定金額の自由裁量予算権限、与信権限若しくはその他の契約、融資、債務保証、助成金のための支出権限、融資権限又は特定の主体との若しくは特定の州、地方若しくは下院議員選挙区を対象としたその他の出費について規定し、許可し、又は勧告するものをいう。

(2) 禁止

この条の規定を実施するために充当され又は使用可能なすべての資金は、議会指定支出のために使用してはならない。

(3) 議会への証明

連邦緊急事態管理庁の長官は、この条の規定に基づくすべての財政的援助がこの条の規定に従って交付されたかどうかについての証明書を連邦議会に提出しなければならない。

第 5134 条 機関統合対策本部

(a) 総則

大統領は、連邦政府が実施する災害前危険緩和プログラムの実施を調整するために連邦の機関統合対策本部を設置しなければならない。

(b) 本部長

連邦緊急事態管理庁の長官が当該本部の本

部長を務めなければならない。

(c) 構成員

当該本部は、次に掲げるすべての機関の代表から構成されなければならない。

- (1) 関係連邦機関
- (2) 州政府及び地方政府組織（インディアン部族を含む）
- (3) アメリカ赤十字社

第Ⅲ節 大規模災害及び緊急事態援助管理

第 5141 条 行政要件の免除

連邦援助プログラムの行政を担当するいかなる連邦機関も、当該申込を行った州政府又は地方政府からの求めがある場合は、その大規模災害によって援助の行政上の条件に対応できず大規模災害が当該プログラムに基づく援助供与を妨げることとなる場合には、援助についての当該行政上の条件を緩和又は免除することができる。

第 5142 条 削除

第 5143 条 調整官

(a) 連邦調整官の任命

大統領は、その大規模災害又は緊急事態の宣言に基づいて、直ちに被災した地域において行動する連邦調整官を任命しなければならない。

(b) 連邦調整官の職務

この章の目的を達成するために、連邦調整官は、当該被災地域内において、次に掲げる職務を遂行しなければならない。

- (1) 最も緊急に必要とされる救助の態様の当初評価を行うこと。
- (2) 当該調整官が必要と認め、大統領が許可する現地事務所を設置すること。
- (3) この章のいかなる規定も、第 36 編第

3001 章の規定に基づいたアメリカ赤十字社の責務を制限し、又はこれに何らかの形で影響を与えない限り、当該調整官の助言又は指示に基づいて行動することに同意する州政府及び地方政府、アメリカ赤十字社、救世軍、メノナイト災害奉仕団その他の救助又は災害援助組織の活動等の救助行政を調整すること。

- (4) 資格のある地方の住民及び公務員が援助を速やかに受けることにおいて、その支援を行う必要があると当該連邦調整官が認めた場合に、大統領から委託された権能及びこの章の規定に合致するその他の同様な活動を行うこと。

(c) 州調整官

大統領は、この章の規定に基づいて援助が必要であると認める場合は、州及び地方の災害援助の取組みと連邦政府のそれを調整するための州調整官を指名するよう被災州の州知事に要請しなければならない。

(d) 複数州にわたる地域に対する 1 人の連邦調整官

大規模災害又は緊急事態の影響を受けた地域が 1 州を超えた地域を含んでいる場合に、大統領は、その裁量によって、当該被害地域全体に対して 1 人の連邦調整官を任命することができ、また、適切と認めるときは、連邦調整官を補佐する副連邦調整官を任命することができる。

第 5144 条 緊急事態支援及び対応チーム

(a) 緊急事態支援チーム

大統領は、連邦の職員で構成され、大規模災害又は緊急事態にあった地域に配置するための緊急事態支援チームを設置しなければならない。この緊急事態支援チームは、連邦調整官がこの章の規定に従った責任を遂行する際に、これを支援しなければならない。大統領

領の要請に応じて、いかなる連邦機関の長も、大統領が必要とする決定に従って、経費償還の可能性の可否にかかわらず、緊急事態支援チームの一時的な任務のために、大統領が緊急事態支援チームの職務の遂行に必要又は有用と認める職員を、その連邦機関の長の管轄から、その先任権、給与その他の雇用上の身分を損なうことなく指示に従って派遣するものとする。

(b) 緊急事態対応チーム

(1) 設置

(a)項の規定を実施するに際し、大統領は、連邦緊急事態管理庁長官を介して、次に掲げるそれぞれのチームを設置しなければならない。

(A) 3 以上の全米対応チーム

(B) 第 6 編第 317 条の規定に基づく地域事務所の機動チームを含む、十分な地域対応チーム

(C) 連邦政府の事態管理責任に対応するために必要なその他の対応チーム

(2) 目標能力水準

当該長官は、連邦緊急事態対応チームのために、第 6 編第 746 条(a)項の規定に基づいて制定される指針に従って定義される具体的目標能力水準が策定されることを確保しなければならない。

(3) 要員

大統領は、当該長官を介して、連邦緊急事態対応チームが、策定された目標能力水準を達成するために適切に計画し、組織し、装備し、訓練し、及び実習した十分な数の要員で構成されることを確保しなければならない。各緊急事態対応チームは、州及び地方の公務員並びに特定の事態に関係する現地の要員と協力して作業しなければならない。

(4) 即応態勢の報告

当該長官は、定期的にチームの即応態勢を評価し、第 6 編第 752 条(a)項の規定に基づいて求められる報告書においてチームの即応態勢を報告しなければならない。

第 5145 条 削除

第 5146 条 削除

第 5147 条 連邦機関への償還

連邦機関は、この章の規定に基づいて行う支出に対して、この章の目的のために充当される資金から償還を受けることができる。この章に規定する権限に基づいて提供する役務又は支給品の対価として連邦機関が受ける償還は、当該役務又は支給品のために常時使用可能な政府支出金の貸方に計上しなければならない。

第 5148 条 連邦政府の免責

連邦政府は、この章の規定を実施するに当たって、連邦機関又は連邦政府の被用者がその自由に裁量できる任務を実施し、若しくは義務を履行し、又は任務の実施若しくは義務の履行を行わなかったことに基づくいかなる請求についても責任を負わない。

第 5149 条 役務の遂行

(a) 州政府及び地方政府の役務又は施設の利用
この章の目的を遂行するに当たって、連邦機関は、州政府若しくは地方政府又はそれらの機関の同意の上で、当該政府の事務所若しくは職員の役務を受け、又は施設を利用する権限を有する。

(b) 臨時職員、専門家及び助言者の任命並びに設備、役務、物資及び支給品の取得又は長期若しくは一時的な賃借

この章の規定に基づいた役務を遂行するに

当たっては、連邦機関は、次の各号に掲げる権限を有する。

- (1) 競争により決定する役務における任用の管理に関する第5編の規定にかかわらず、必要とされる臨時職員を任命し、及びその報酬を確定すること。
- (2) 第51章並びに格付け及び一般職俸給表の給与に関する同編第53章第3節の規定にかかわらず、同編第3109条の規定に従って専門家及び助言者を雇用すること。
- (3) 合衆国に代わって、水上輸送、陸上輸送、移動及び通信のための、並びに当該活動の監督及び管理のための設備、役務、物資及び支給品の取得又は長期若しくは一時的賃借に関する契約その他を行うことによって債務を負うこと。追加的職員を暫定的に雇用することから生じる債務を含む当該債務は、大統領が当該機関に支給する金額の範囲内で当該機関がこれを担うことができる。

第5150条 地方の企業及び個人の利用

(a) 民間との契約又は協定

(1) 総則

民間組織、企業又は個人との契約又は協定によって実施される瓦礫の除去、支給品の配布、復元その他の大規模災害又は緊急事態援助活動のための連邦資金からの支出においては、主として当該大規模災害又は緊急事態による被災地において居住し又は事業を行う民間組織、企業又は個人に対して、実施可能かつ実現可能な範囲で優先権を与えなければならない。

(2) 解釈

大規模災害における援助の提供に関するこの章の規定において、この項は、国防総省の資源の利用を制限するものではない。

(3) 特定の地理的地域

この条の規定の実施において、特定の地理的地域に関しては、[訳注：援助の]支給の契約又は協定の対象から除外することができる。

(b) 実施

(1) 地域外の主体との契約

民間組織、企業又は個人との契約又は協定によって実施される瓦礫の除去、支給品の配布、復元その他大規模災害又は緊急事態援助活動のための連邦資金からの支出であって、当該大規模災害又は緊急事態による被災地において居住し又は事業を行う民間組織、企業又は個人に対して行われたいものは、契約文書の中に書面としてそれが正当であるという根拠を示さなければならない。

(2) 移行

緊急事態又は大規模災害の宣言に続いて、対応、救援及び復元活動を行う機関は、当該機関の長がそれを行うことが実施可能又は実現可能ではないと判断しない限り、大統領が主として大規模災害又は緊急事態による被災地において居住し、又は事業を行う組織、企業又は個人に対して緊急事態又は大規模災害の宣言を行う日に発効する契約に基づいて実施される作業に移行しなければならない。

(3) 要件の整備

連邦機関の長は、実施可能かつ実現可能なように、この条の規定の遵守を促進する適切な要件を整備しなければならない。

(c) 既存の契約

この条のいかなる規定も、大規模災害又は緊急事態の発生する前に発効した契約について違反又は再交渉を連邦機関に対して要求するものと解釈してはならない。

第5151条 災害援助における差別禁止

(a) 公平で偏見のない救助活動の規則

大統領は、連邦の援助の職務を実施する職員を指導するために必要となる規則を公布しなければならない。また、これを変更及び改正することができる。当該規則は、支給品の配布、申請の処理その他救助及び援助活動が、人種、膚の色、宗教、国籍、性別、年齢、障害、英語の熟達度又は経済的地位により差別せず、公平で偏見なく行われなければならないことを確保する規定を含んでいなければならない。

(b) 他団体の救助活動への参加に対する前提条件としての規則遵守

この章の規定に基づく援助又は支給品の配布に参加し、又はこの章の規定に基づいて援助を受けることとして、政府団体その他の組織は、大統領が公布する差別禁止に関する規則及び救助の取組みを効果的に調整するために大統領が必要と認める大規模災害又は緊急事態の被災地における活動に適用するその他の規則を遵守しなければならない。

第 5152 条 救助組織の利用及び調整

(a) この章の規定に基づく救助及び援助の提供において、大統領は、アメリカ赤十字社、救世軍、メノナイト災害奉仕団並びにその他の救助及び災害援助組織の職員及び施設を、それらの組織の承諾の下で、医薬品、食糧、日用品その他の品目の配布において、並びに公益事業の建物及び重要な施設の修復、復興又は復元において、その利用が必要であると大統領が認める時は、いつでも利用することができる。

(b) 大統領は、アメリカ赤十字社、救世軍、メノナイト災害奉仕団並びにその他の救助及び災害援助組織が大規模災害又は緊急事態の間及びその後においてその救助提供に従事している場合は、いつでもそれらの組織の災害救

助活動を連邦調整官が調整することができる旨の協定を、それらの組織と結ぶ権限を有する。当該協定は、すべて、連邦の施設、支給品及び役務の使用が、この章の規定に基づいて大統領が公布する給付の重複の禁止及び差別禁止を保障する規則並びに大統領が要求するその他の規則を遵守していることを確保する規定を含んでいなければならない。

第 5153 条 公共施設及び公共住宅援助の適用における優先順位

(a) 優先順位

援助の申請を処理するに当たって、適切な連邦機関の長は、大統領が定める期間内に、次に掲げる法律等に基づいて、大規模災害による被災地にある公共団体からの申請に対して優先して緊急に考慮しなければならない。

- (1) 低所得家庭の規定のための 1937 年連邦住宅法 [合衆国法典第 42 編第 1437 条以下参照]
- (2) 公共活動計画策定における援助のための第 40 編第 3502 条から第 3505 条までの規定
- (3) 第 I 編 1974 年住宅及び地域社会開発法に基づく地域社会開発政府一括補助金プログラム [合衆国法典第 42 編第 5301 条以下参照]
- (4) 第 7 編第 1926 条
- (5) 1965 年公共活動及び経済開発法 [合衆国法典第 42 編第 3121 条以下参照]
- (6) 第 40 編第 IV 小編
- (7) 連邦水質汚染防止法 [合衆国法典第 33 編第 1251 条以下参照]

(b) 裁量可能な特定の資金に係る責務

裁量可能な資金又は州若しくは州内行政区画に配分されない資金に係る責務においては、住宅都市開発庁長官及び商務長官は、大規模災害地域の事業の申請に対して、優先権

を与えなければならない。

第 5154 条 保険

(a) 被害施設再建の申請者

(1) 特定規則への適合性

この編第 5172 条（被害施設の修理、修復及び再建に関する規定）、この編第 5189 条（簡易手続に関する規定）又はこの編第 3149 条(c)項第(2)号の規定に基づく援助を申請する者は、当該援助によって再建、修復、修理又は建築される財産に関して、当該財産への将来の損害から保護するために無理なく利用でき、妥当かつ必要な種類及び範囲の保険をかけ、かつ、継続できることを確保するための大統領が定める規則に従わなければならない。

(2) 決定

大統領は、第(1)号の規定に基づく利用可能性、妥当性及び必要性に関する決定を行うに当たって、当該保険の規則に責任を負う適格な州保険担当官が承認する種類及び範囲を超えた保険の要求をしてはならない。

(b) 保険の継続

この編第 5172 条（被害施設の修理、修復及び再建に関する規定）、この編第 5189 条（簡易手続に関する規定）又はこの編第 3149 条(c)項第(2)号の規定に基づく援助を申請する者は、この章の規定に基づいて当該申請者が以前に援助を受けたことのある財産又はその一部分に対しては、この条の規定に基づいて要求されるすべての保険を当該財産に関してかけ、かつ、継続している場合を除いて、援助を受けてはならない。この項に規定する要件は、この編第 5141 条の規定による免除の対象とすることができない。

(c) 自家保険者として行動する州

州は、州所有の施設に関しては、自家保険

者として行動することを選択することができる。当該選択は、この編の第 5172 条、第 5189 条又はこの編第 3149 条(c)項第(2)号以下の規定に基づく援助を受けた時点において書面で申告し、大統領が妥当と認める自家保険の計画書を添付する場合は、この条(a)項の規定に適合しているものとみなさなければならない。当該自家保険者は、以前にこの章の規定に基づく援助を受けた財産又はその一部に対しては、当該財産又はその一部のための保険が適切に利用可能であった範囲までについては、この編の第 5172 条又は第 5189 条の規定に基づく援助を受けることはできない。

第 5154a 条 禁止される洪水災害援助

(a) 一般禁止事項

他の法律の規定にかかわらず、適用可能な連邦法の規定に基づいて動産又は住居用若しくは商業用の財産について洪水保険に初めて加入した後、当該財産に関して適用可能な連邦法に規定する要件に従って洪水保険に加入しかつ継続することができなかった者を対象とすることを条件とした洪水災害援助を受けたことがある者に対して、洪水災害地域に利用可能とされる連邦災害救助の援助（貸与補助金を含む。）を当該財産の損害の修理、再建又は修復を目的とする本人に対する給付に使用してはならない。

(b) 財産の譲渡

(1) 通知義務

第(3)号の規定に従って財産を譲渡する場合には、譲渡人は、当該譲渡の日以前に次に掲げるすべての要件について譲受人に対して書面で通知しなければならない。

(A) 当該財産の譲渡日現在、当該財産を保険の目的としていない場合には、当該財産に適用する連邦法に基づく洪水保険に加入するための要件

(B) 当該財産に適用する連邦法に基づく洪水保険を継続するための要件

当該書面による通知は、当該財産の所有権の譲渡を証明する文書に含まれるものとする。

(2) 通知の不履行

第(1)号に規定する譲渡人が、第(1)号の規定に基づいた通知を怠り、当該財産の譲渡が次に掲げる場合に該当することとなったときは、譲渡人に対して、当該財産に関して提供された連邦災害援助金と同じ金額を連邦政府に償還することを要求しなければならない。

(A) 譲受人が、当該財産に適用する連邦法に基づく洪水保険に加入し又はこれを継続することができない場合

(B) 当該財産が洪水災害によって被害を受ける場合

(C) そのような被害の結果として、連邦災害救助の援助金が当該財産の修理、再建又は修復に充当される場合

(3) 財産の規定

この段落においては、第(1)号の規定のために、財産譲渡の前に、当該財産の修理、再建又は修復のために洪水災害被災地域において利用可能な連邦の災害救助の援助が提供され、当該援助が、そのような財産に適用する連邦法の規定に基づく洪水保険に加入する条件とされていた場合の動産又は商業用若しくは住居用の財産について規定する。

(c) 削除

(d) 「洪水災害地域」の定義

この条において、「洪水災害地域」とは、次に掲げる地域をいう。

(1) 第 7 編第 1961 条の規定に従って、農務長官が、合衆国における自然災害によって重大な被害を受けたと認め又は認めた地域

(2) 洪水の状態が存在し、又はその地域に被害を与えた結果として、ロバート T. スタフォード災害救助及び緊急援助法（合衆国法典第 42 編第 5121 条以下参照）の規定に従って、大統領が大規模災害又は緊急事態の存在を宣言し又は既に宣言した地域

(e) 発効日

この条及びこの条により改正される条項は、1994 年 9 月 23 日以降に宣言される災害に適用する。

第 5155 条 重複給付

(a) 一般禁止事項

大統領は、大規模災害又は緊急事態の結果として被害を受けた個人、企業その他の主体に財政的援助を提供するプログラムを実施している各連邦機関の長と協議の上、その個人、企業関係その他の主体で、他のプログラムに基づいて、若しくは保険から、又はその他の財源からその損害に対して資金援助を受けた者が、その損害のいかなる部分に関しても援助を受けないことを確保しなければならない。

(b) 特則

(1) 制限

この条は、個人が別の財源による同様な目的での給付を受ける資格を有し又はその見込みのある場合において、本人が連邦の援助を申請する時までその他の給付を受けておらず、かつ、本人が連邦の援助を提供する機関にすべての重複する援助の返還に同意するときは、本人に対する連邦の援助の提供を妨げるものではない。

(2) 手続

大統領は、重複給付防止の一貫性を確保するために必要と認める手続を定めなければならない。

(3) 一部給付の効果

大規模災害又は緊急事態に対する一部給付の受給は、給付を受けていない部分の損害又は必要に対する連邦の追加的援助の提供を妨げるものではない。

(c) 重複給付の回収

大規模災害又は緊急事態のために連邦の援助を受ける者は、本人が別の財源から同じ目的で利用できる給付と重複する額を合衆国に返還する責任を負わなければならない。重複した援助を提供した機関は、その機関の長が連邦政府の最善の利益であると認める場合には、債権回収に関する第 31 編第 37 章の規定に従って当該重複した援助を回収しなければならない。

(d) 収入とみなさない援助

この章の規定に基づいて個人及び家族に提供される連邦の大規模災害及び緊急事態援助並びに州、地方政府及び災害援助組織による同様の災害援助は、連邦が資金提供する収入援助又は財源調査給付事業についての適格性又は給付水準を決定する場合において、収入又は資源とみなしてはならない。

第 5156 条 基準及び検証

大統領は、この章の規定に基づいて実施する連邦の大規模災害及び緊急事態援助プログラムの効率性及び有効性を評価するために利用されるべき包括的基準を定めなければならない。大統領は、この章の規定に基づく当該プログラムの最大限の整合性及び有効性並びに州が返済するための政策における一貫性を確保するために、大規模災害及び緊急事態への準備並びに大規模災害及び緊急事態援助の提供における連邦機関並びに州政府及び地方政府の活動について毎年検証を行わなければならない。

第 5157 条 罰則

(a) 資金の目的外使用

この章の規定に基づいて受けた貸付による収入その他の給付金 (cash benefit) を故意に目的外で使用する者は、その目的外で使用した収入又は給付金の額の 1.5 倍の罰金に処する。

(b) 法の執行 (Civil enforcement)

この章の規定に違反し又は違反しようとする者が明らかである場合は、この章の規定に基づいて課す民事罰を含め、司法長官は、適切と認められる救済 (relief) の民事訴訟を提起することができる。当該訴訟は、合衆国の管轄地方裁判所に提起することができる。

(c) 司法長官への照会

大統領は、司法長官の適切な訴訟について、この章の規定に基づく職務の遂行上、刑事訴追の成立要件を構成する証拠が明らかになっているかについて迅速に同長官に照会しなければならない。

(d) 民事罰

この章の規定に基づいて公布された命令又は規則に故意に違反する者は、各違反行為につき 5,000 ドル以下の民事の罰則に服さなければならない。

第 5158 条 物資の提供

大統領は、被災州の州知事の求めに応じて、大規模災害によって被災した地域において、住宅の修理、住宅の再建、公共施設の修理及び再建、農作業及び会社事業に緊急に必要な建設資材の調査に関する規定を設け、必要な資材の利用提供及び公平な分配を、できれば当該資材の割当てを含み、当該大規模災害から 180 日以内の期間にわたり確保するための適切な活動を行う権限を有する。大統領は、できる限り当該被災地において従来建設資材を供給している会社と共同して又はそれらを介して割当てプログラムを実施しなければならない。

らない。この条における「建設資材」には、住宅の修理、住宅の再建、公共施設の修理及び再建並びに通常の農場及び会社の操業に必要な建築資材及び資材を含むものとする。

第 5159 条 環境保護

この編第 5189 条に規定する手続に基づいて提供する援助も含み、大規模災害又は緊急事態以前の状態に修復する効果をもたらすこの編第 5170a 条、第 5170b 条、第 5172 条、第 5173 条又は第 5192 条の規定に基づいて行う活動又は提供する援助は、1969 年国家環境政策法（83 Stat. 852）〔合衆国法典第 42 編第 4321 条以下参照〕に規定する人的環境の品質に重大な影響を与える連邦の主要な活動とみなされてはならない。この条の規定は、この章又は他の法規定に基づいて連邦がとる他の活動に対する 1969 年国家環境政策法の適用について変更又は影響を与えないものとする。

第 5160 条 援助費用の回収

(a) 当事者責任

この章に基づいた大規模災害又は緊急事態の宣言の結果として、この章又はその他の連邦法の規定に基づいて連邦の援助が提供される状態を意図的に起こす者は、当該大規模災害又は緊急事態に対応するために合衆国が負う相当分の費用について、当該状態を引き起こした本人の作為又は不作為に帰することができる範囲で、その費用についての責任を合衆国に対して負わなければならない。相当分の費用についての当該訴訟は、該当する合衆国地方裁判所に提起しなければならない。

(b) 介護の提供

大規模災害又は緊急事態に対応して介護又は援助を行う際の作為又は不作為の結果として合衆国が負う代価については、この条の規

定において当該者に責任を負わせてはならない。

第 5161 条 監査及び調査

(a) 総則

大統領は、単一監査の要件に関する第 31 編第 75 章の規定に従って、この章の規定の遵守を確保するために必要な監査及び調査を行わなければならない。また、これに関連して当該監査及び調査を遂行するために必要と認められる者に質問することができる。

(b) 記録の閲覧

この条の規定に基づく監査及び調査のために、大統領及び会計検査院長は、この章に基づいて実施され又は資金が供与された活動に関し、いかなる者のいかなる帳簿、文書、書類及び記録も検査することができる。

(c) 州政府及び地方政府の監査

大統領は、この章又は関連規則の規定への遵守を確保するために必要であれば、この章の規定に基づく援助に関し、州政府及び地方政府による監査を要求することができる。

第 5162 条 連邦が負担しない費用の前払い

(a) 総則

大統領は、次に掲げる場合には、この章の費用分担の規定に基づいて州が責任を負担する援助分を適格な申請者又は州に貸し付け又は前払いをすることができる。

(1) 当該州が次に掲げる状況にある場合において、費用分担規定に基づく財政的責任を引き受けることができないとき

(A) 管轄区域における同時多発的な大規模災害があった場合

(B) 特別の大規模災害の結果として多大な費用を要した後

(2) 当該大規模災害による被害が大規模で激甚であるために、当該申請者又は州がこの

章の規定に基づくその財政的責任を直ちに引き受けることができない場合

(b) 貸付け及び前払いの条件

(1) 総則

この条の規定に基づく貸付け及び前払いは、すべて合衆国に償還しなければならない。

(2) 利息

この条の規定に基づいた貸付け及び前払いは、満期までの残存期間が当該貸付け及び前払いの償還期間に相当する合衆国の未払い国債の市場金利を考慮して、財務長官の決定する利率で利息を徴収しなければならない。

(c) 規則

大統領は、この条の規定に基づいて承認される貸付け又は前払いを行うことができる条件を規定した規則を公布しなければならない。

第 5163 条 スライド制使用の制限

収入又は人口に基づいた算術式又はスライド制のみによって、いかなる地理的地域もこの章の規定に基づく援助を受ける対象から排除してはならない。

第 5164 条 規則

大統領は、この章の規定の実施に関し、必要かつ適切な規則を制定することができ、また、大統領が直接に、又は大統領の指定した連邦機関がある場合にあってはこれを介して、この章の規定によって大統領に与えられる権能又は権限を行使することができる。

第 5165 条 緩和計画策定

(a) 緩和計画の要件

この条(e)項の規定に基づく危険緩和措置のために連邦が割増しする分担金を受けるため

の条件として、州、地方又は部族の政府は、当該政府が管轄する地域の自然災害、危険度及びぜい弱性を特定する手続の概要を定める緩和計画を策定して承認を受けるために大統領に提出しなければならない。

(b) 地方政府及び部族の組織の計画

地方又は部族の政府が策定する各緩和計画は、次に掲げる条件を満たさなければならない。

(1) 当該計画に基づいて特定する災害、危険度及びぜい弱性を緩和するための活動を記載すること。

(2) それらの活動を実施するための戦略を策定すること。

(c) 州の計画

この条の規定に基づく州の緩和計画の策定は、次に掲げる手続で行わなければならない。

(1) 州における地域の自然災害、危険度及びぜい弱性を特定する。

(2) 地方の緩和計画策定を支援する。

(3) 地方及び部族の政府に対して、緩和計画策定のために技術的援助を提供する。

(4) 資源が利用可能となったときに州が支援する緩和活動を特定し、かつ、その優先順序を決定する。

(d) 資金提供

(1) 総則

この編第 5170c 条の規定に基づく連邦分担金は、この条の規定に基づく緩和計画の策定及び更新の資金として使用することができる。

(2) 連邦分担金の上限

いずれの緩和計画についても、州、地方又は部族の政府は、この編第 5170c 条の規定に基づいて当該政府に提供する連邦分担金について、当該政府が決定するその日現在で 7% を超えない範囲において使用することができる。

(e) 危険緩和措置のために連邦が割増しする分
担金

(1) 総則

大規模災害の宣言の時点で、州が承認を受けた有効な緩和計画を有する場合、大統領は、当該大規模災害に関して、この編第 5170c (a) 末尾の規定に指定する率の上限を 20% まで引き上げることができる。

(2) 考慮すべき要素

第(1)号の規定に基づいて率の上限を上げる決定を行うに当たって、大統領は、当該州が次に掲げる事項を策定しているか否かを考慮しなければならない。

- (A) 財産の取得その他の緩和措置のための適格規準
- (B) 適格規準に関する費用に対する効果の要件
- (C) 適格規準に関する優先制度
- (D) 緩和活動完了後に緩和活動の有効性の評価が実施される場合にあってはその手続

第 5165a 条 公共及び民間の建築物の最低基準

(a) 総則

この章の規定に基づく災害貸付け又は補助金を受けるに当たっては、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 受領者は、貸付け又は補助金として資金を供給された修理又は建設を、適用可能な安全、体裁及び衛生の基準に適合させ、かつ、適用可能な規約、規格及び基準に準拠して実施しなければならない。
- (2) 大統領は、州政府及び地方政府の担当官と協議した上で、安全な土地使用及び建設の実施を求めることができる。

(b) 法準拠の証拠

この章の規定に基づく大規模災害の貸付け又は補助金の受領者は、この条の規定を遵守

している証拠で大統領が規則で定める要件を備えるものを提出しなければならない。

第 5165b 条 管理費用

(a) 管理費用の定義

この条において、「管理費用」とは、大規模災害、緊急事態又は災害準備若しくは緩和の活動若しくは措置における、間接的な経費、管理経費及び特定事業に直接負担されないその他の支出をいう。

(b) 管理経費の料率の制定

他の法規定（あらゆる管理規定又は指針を含む）にかかわらず、大統領は、補助金受領者及び副受領者のために、この章の規定に基づく分担金を決定するために用いるべき管理経費の料率を規則で定めなければならない。

(c) 検証

大統領は、この条(b)項の規定に基づいて制定する管理経費の料率を、その料率制定の日から 3 年以内に、その後も定期的に検証しなければならない。

第 5165c 条 公示、意見公募及び協議の要件

(a) 新規の政策又は政策の改正に関する公示及び意見公募

(1) 総則

大統領は、次の(A)及び(B)に該当する政策を新規に又はその改正を採択するに当たっては、その前に公示及び意見公募を行わなければならない。

- (A) この章の規定に基づいて連邦緊急事態管理庁によって実施される公共援助プログラムの実施を管理する政策
- (B) その計画に基づく援助を大幅に減少させる結果となる可能性がある政策

(2) 実施

第(1)号の規定に基づいて採択される政策は、当該政策が採択される日又はその後に

宣言される大規模災害又は緊急事態に限って適用しなければならない。

(b) 暫定的政策に関する諮問

(1) 総則

この章の規定に基づいて宣言された大規模災害又は緊急事態に関する特定の状況に対する公共援助プログラムに基づいた暫定的政策を採択するにあたり、当該暫定的政策が次に掲げるものに該当する可能性がある場合は、これを採択する前に、大統領は、できる限り可能な暫定的政策に関して、大規模災害又は緊急事態に関する補助金受領者の見解及び勧告を求めなければならない。

(A) 大規模災害又は緊急事態に関する援助の申請者への援助を大幅に減少させる結果となる政策

(B) 大規模災害又は緊急事態の宣言に関して連邦政府が当事者である書面による協定の条項を変更する政策

(2) 行為への法的権利の不在

この項の規定はいかなる当事者の行為に対しても法的権利を与えるものではない。

(c) 公開

大統領は、公的援助プログラムの実施を管理する政策の公開を促進しなければならない。

第 5165d 条 小州及び農村擁護官の指定

(a) 総則

大統領は、連邦緊急事態管理庁の中に小州及び農村擁護官を指定しなければならない。

(b) 責任

小州及び農村擁護官は、この章の規定に基づいた援助規定において、小州及び農村社会の公正な取扱いを擁護する者でなければならない。

(c) 任務

小州及び農村擁護官は、次に掲げる任務を負わなければならない。

(1) 農村社会の必要性への対応を確保するために、この編第 5170 条の規定に基づいた大規模災害宣言手続及びこの編第 5191 条の規定に基づいた緊急事態宣言手続に関与する。

(2) 大規模災害又は緊急事態宣言を要請する準備をするに当たって、人口の少ない州を援助する。

(3) 連邦緊急事態管理庁長官が適切と認めるその他の活動を実施する。

第IV節 大規模災害援助プログラム

第 5170 条 宣言手続

大統領による大規模災害存在に関する宣言に対するすべての要請は、被災した州の知事によってなされなければならない。当該要請は、災害が、有効な対応を取るには州及び被害を受けた地方政府の能力を超え、かつ、連邦の援助が必要なほど激甚かつ大規模であるとの認定に基づかなければならない。要請の一部として、又はこの章に基づく大規模災害援助への前提条件として、知事は、州法に基づく適切な対応活動を実施し、州の緊急計画の実行を指揮しなければならない。知事は、災害の被害を緩和するために支出し又は支出することになる州政府及び地方政府の財源の性質及び総額についての情報を提供しなければならない。また、知事は、現在の災害について、州政府及び地方政府の債務及び支出(州の分担が相当の割合でなければならない。)が、この章の規定を適用するすべての費用分担の条件に従っていることを保証しなければならない。この条の規定による知事の要請に基づいて、大統領は、この章により大規模災害又は緊急事態が存在することを宣言するこ

とができる。

第 5170a 条 一般連邦援助

いかなる大規模災害においても、大統領は、次の権限を行使することができる。

- (1) 連邦政府の機関に対して、償還の有無にかかわらず、州政府及び地方政府の警戒的避難を含む災害対応又は復旧活動を援助するため、連邦法に基づき認められた権限及び資源（職員、設備、支給品、施設並びに運営上、技術的及び助言的支援を含む。）を使用するよう命令すること。
- (2) 連邦政府の機関、民間組織、州政府及び地方政府による警戒的避難及び復旧を含むすべての災害救助援助（ボランティアの援助を含む。）を調整すること。
- (3) 次の各号に掲げる事項に対して技術的及び助言による支援を被災した州政府及び地方政府に与えること。
 - (A) 不可欠な地域サービスの遂行
 - (B) リスク及び危険の警告の発令
 - (C) 公衆衛生及び安全に関する情報。その普及を含む。
 - (D) 衛生及び安全に関する措置
 - (E) 公衆衛生及び安全への差し迫った危険の管理、制御及び軽減
 - (F) 復旧活動。災害被害評価及び計画を含む。
- (4) 医薬品、食糧その他消耗品の分配及び緊急援助において、州政府及び地方政府を援助すること。
- (5) 人命救助、人の損害の防止又は深刻な被害の防止に必要な場合において、連邦の援助、連邦の支援を迅速に提供すること。これらは、特定の要請がない場合であっても提供することができる。大統領は、次の条件に従って支援しなければならない。
 - (A) 可能な範囲で即座に通知し、援助又は

支援を提供される州の職員と調整すること。

- (B) 通知及び(A)に規定する州との調整において、大規模災害被災者への重要な資源の迅速な派遣、使用及び配分を遅延させ又は妨げないこと。

第 5170b 条 不可欠な援助

(a) 総則

連邦政府の機関は、大統領の指示に基づき、大規模災害による生命及び財産への差し迫った危険に対応するために不可欠な次に掲げる援助を行うことができる。

(1) 連邦の資源一般

この章の趣旨に従い、州政府及び地方政府によって使用又は分配するために、連邦の設備、支給品、施設、職員その他の資源で信用の延長を除くものを州政府及び地方政府に利用、貸与若しくは寄付すること。

(2) 医薬品、食糧その他の消耗品

州政府、地方政府、アメリカ赤十字社、救世軍、メノナイト災害奉仕団その他の救助及び災害援助組織を通じて、被災者に医薬品、耐久医療機器、食糧その他の消耗品、その他の役務及び援助を分配し又は貸与すること。

(3) 人命救助及び財産保全のための活動及び役務

公有地若しくは私有地又は水域において人命を救助し、財産又は公衆衛生及び安全を保護し保全するために不可欠な次に掲げる活動又は役務を実施すること。

(A) 瓦礫の除去

(B) 探索及び救助、緊急医療、公衆への緊急ケア、緊急仮設住宅及び食糧、水、医薬品、耐久医療機器その他の基本的な必需品であって、支給品又は人員の移動を含むものの供給

- (C) 緊急業務及び不可欠な地域サービスの遂行のために必要な道路の交通整理及び臨時の橋の設置
- (D) 学校その他の不可欠な地域サービスのための臨時の施設の提供
- (E) 公衆を危険にさらす安全でない建物の解体
- (F) 今後の危険及び災害に対する警告
- (G) 衛生及び安全措置に関する公的情報及び援助の提供
- (H) 州政府及び地方政府への災害対策の運営及び管理に関する技術的助言の提供
- (I) 生命、財産、公衆衛生及び安全への緊急の危険の軽減
- (J) 次に掲げる者等への救助、世話、住宅及び不可欠な必需品の提供
 - (i) 家庭でペットを飼育している者及び介助動物と共にいる者
 - (ii) このようなペット及び動物
- (4) 寄付

この項の規定を実施するために、州政府若しくは地方政府又は民間非営利施設の所有者若しくは管理者に対して寄付をさせること。
- (b) 連邦負担分

この条における援助の連邦政府の負担分は、当該援助の適正費用の75%を下回ってはならない。
- (c) 国防省の資源の利用
 - (1) 総則

この節又は第IV-A節に基づく援助に最終的に該当する可能性のある災害の直後において、当該災害が発生した州の知事は、大統領に対して、災害によって必要となった生命及び財産の維持に不可欠な緊急活動を公有地及び私有地において実行するために、国防省の資源を利用するよう、国防長官に指示することを要請することができる。

る。大統領が当該活動は生命及び財産の保全に不可欠であると認めた場合、大統領は、実行可能と認める範囲内で、当該要請を承認しなければならない。当該緊急活動は、10日間を超えない範囲に限り実施することができる。

(2) 瓦礫除去に適用される規則

この項の規定に基づいて実施された瓦礫及び残骸の除去は、瓦礫の除去に関する無制限の委任及び補償を定めたこの編第5173(b)条の規定に従わなければならない。

(3) 災害救助基金からの支出

この項の規定に従って提供されたあらゆる援助についての費用は、この章の規定を実施するために設置された基金から償還されるものとする。

(4) 連邦の負担

この項の規定に従う援助の連邦負担分は、75%を下回ってはならない。

(5) 指針

1988年11月23日から180日以内に、大統領はこの項の規定を実施するための指針を策定しなければならない。当該指針においては、この項の規定に基づく援助が、この章に基づく他の形態の援助の有効性に与えるおそれのある影響について考慮しなければならない。

(6) 定義

この項において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(A) 「国防省」とは、合衆国法典第10編第101条に定める「省」をいう。

(B) 「緊急活動」には、瓦礫及び残骸の撤去及び除去、不可欠な公共施設及びサービスの暫定的な復旧を含む。

第5170c条 危険の緩和

(a) 総則

大統領は、費用的に有効であると認められた措置で、かつ、大規模災害による被災地における将来の損害、困苦、欠乏、損失又は被害を実質的に軽減する危険軽減措置に要する費用をその 75% まで負担することができる。当該措置は、この編第 5165 条の規定に基づく自然危険評価に従って認定され、大統領の承認を条件とする。この編第 5165 条によって、この条の規定に基づく大規模災害への分担金の総額は、大規模災害に関するこの章の規定に基づき創設された基金の総額（関連の管理経費を除く）が 20 億ドル以下の場合にあっては 15%、20 億ドル以上 100 億ドルの場合にあっては 10%、100 億ドル以上 353 億 3300 万ドルの場合にあっては 7.5% を超えてはならない。

(b) 財産の取得及び移転の援助

(1) 一般権限

洪水に関して、この条の規定に基づき危険軽減援助を提供する場合、連邦緊急事態管理庁（以下「FEMA」という。）長官は、第(2)号の条件に適合するプロジェクトのための財産の取得及び移転の援助を提供することができる。

(2) 条件

取得又は移転プロジェクトは、次に掲げるすべての条件に適合する場合に限り、第(1)号の規定に基づく援助を受ける資格を有する。

(A) 援助の申請者がほかに、この条の(a)項の規定に基づき創設された危険軽減資金供与プログラムにおける援助を受ける資格があるとき。

(B) 援助の申請者が、1993 年 12 月 3 日以後、長官との次に掲げることを保証する協定を締結するとき。

(i) 計画に従って取得され、受領され又は建造物が撤去される不動産は、オー

プンスペース、レクリエーション用地又は湿地の管理実務と両立する永久使用権を設定して提供され、及び管理されること。

(ii) 次に掲げる施設を除き、取得又は移転プログラムに基づき、新しい建造物が、取得され、受領され又は建造物の移転後の不動産に建設されないこと。

(I) 四方が開放され、機能上指定されたオープンスペースに関係のある公共施設

(II) トイレ

(III) 長官が建造物の建設開始前に書面により許可する建造物

(iii) 取得又は移転プログラムに基づき、取得され、受領され又は建造物が撤去された後の不動産に関して、援助を受領した後に、次に掲げる事項が行なわれないこと。

(I) いかなる目的かを問わず、受領者による連邦政府の機関に対する追加災害援助の申請

(II) いかなる連邦の財源かを問わず、申請者に対する(I)に掲げられた援助の提供

(3) 法令上の解釈

この項の規定は、1993 年 12 月 3 日以前に有効であったこの条の規定に基づいて実施される取得又は移転プログラムへの同意について、変更その他の影響を与えるものと解釈してはならない。

(c) 州のプログラム運営

(1) 総則

州内の危険緩和援助に関するこの条の規定に基づき設けられる危険緩和基金プログラムを運営しようとする州は、大統領に対してプログラム運営権限の委任申請書を提出することができる。

(2) 基準

大統領は、州政府及び地方政府と協議及び調整をして、第(1)号の規定に基づいて提出された申請書の承認の基準について定めなければならない。承認の基準には、最低限次の基準を含めなければならない。

(A) 当該州について、この条の規定に基づく基金プログラムの運営能力を証明すること。

(B) この編第 5165 条の規定に基づき承認された緩和計画が有効であること。

(C) 緩和活動への関与を証明すること。

(3) 承認

大統領は、第(1)号の規定に基づいて提出された申請書が第(2)号の規定に基づいて定められた基準に合致する場合は、これを承認しなければならない。

(4) 承認の撤回

第(1)号の規定に基づいて州が提出した申請書を承認した後に、州がこの条の規定に基づき設けられた危険緩和基金プログラムの運営を大統領が十分と認める方法により行っていないと決定された場合は、大統領は、承認を撤回しなければならない。

(5) 監査

この項の規定に基づく州による危険緩和基金プログラムについて、大統領は、定期的に監査を行わなければならない。

第 5171 条 連邦の施設

(a) 合衆国の施設の修理、再築、修復又は再建
特別の授権法の成立若しくはその目的での歳出又は連邦議会の委員会の承認を待てない程度に修理、再築、修復又は再建が重要かつ緊急であると判断した場合には、大統領は、あらゆる連邦政府の機関に対して、合衆国が所有する施設で、連邦政府の機関の管轄下に

ある大災害により被災し、又は破壊されたものの修理、再築、修復又は再建を授権することができる。

(b) 機関の施設の修理、再築、修復又は再建のために機関に充当された予算の有用性

この条の規定を実施するために、修理、再築、修復又は再建は、この目的のために充当される予算が欠如又は不十分であっても、開始することができる。この場合には、予算の欠如又は不十分は、法の定めるところにより、その他の目的のために当該機関に充当される予算を流用することにより補てんすることができる。

(c) 危険緩和のための措置

この条の規定を実施するにあたって、連邦政府の機関は、当該施設が危険にさらされる自然災害の規模を評価して、大統領の定める基準に従って、安全な土地利用及び建築の実施を含む適切な危険を緩和する措置を取らなければならない。

第 5172 条 被災した施設の修理、修復及び再建

(a) 分担

(1) 総則

大統領は、次の予算を分担することができる。

(A) 州政府又は地方政府に対して、大災害によって被害を受け又は破壊された公共施設の修理、修復、再築又は再建及び政府によって生じた関連支出

(B) 第(3)号の規定に従って、大規模災害によって被害を受け又は破壊された民間非営利施設を所有又は運営する者に対する、施設の修理、修復、再築又は再建及びその者によって生じた関連支出

(2) 関連支出

この条において、関連支出には、次の費

用等を含むものとする。

- (A) 適切な職務を遂行するために州兵を動員し及び雇用する費用
- (B) 適切な職務を遂行するために囚人の労力を動員する費用で、かつ、実際に支払われる賃金、現場への交通費及び余分に要する警備費、食費、滞在費を含む費用
- (C) 州政府及び地方政府の職員及び臨時職員又は第(1)号に規定する者で適切な職務を遂行するものに支払う俸給及び超過勤務手当、大規模災害が発生する前から支給されていた各種手当等

(3) 民間非営利施設に対する援助の条件

(A) 総則

大統領は、次のいずれかの条件を満たす場合に限り、第(1)号(B)の規定に基づき民間非営利施設の予算を分担することができる。

- (i) 大規模災害に際して、民間非営利施設が重要なサービス（大統領が定義するもの）を提供すること。
- (ii) 施設の所有者又は運営者が、次に掲げる要件を満たしていること。
 - (I) 合衆国法典第 15 編第 636 条(b)項に基づく災害ローンに申し込んでいること。
 - (II) 次のいずれかに該当すること。
 - (aa) 当該ローンには不適格と決定された者
 - (bb) 最高限度額まで当該ローンを借り入れている者であって、中小企業庁が当該施設は該当すると認めたこと。

(B) 重要サービスの定義

この号において、「重要なサービス」には、電力、水（灌漑組織又は施設によって供給される水を含む。）、下水、下水処理、通信、教育及び緊急医療を含む。

(4) 連邦議会への通知

この条の規定に基づき 2 千万ドル以上の分担をする前に、大統領は、次に掲げる委員会に通知しなければならない。

- (A) 上院環境公共事業委員会
- (B) 下院運輸社会資本委員会
- (C) 上院歳出委員会
- (D) 下院歳出委員会

(b) 連邦の負担割合

(1) 最低連邦負担割合

第(2)号の場合を除き、この条の規定に基づく連邦の援助の負担分は、この条の規定に基づいて実施される修理、修復、再築又は再建の適正な費用の 75% を下回ってはならない。

(2) 連邦負担割合の削減

大統領は、大規模災害に関連する事態により生じた公共施設又は民間非営利施設の修理、修復、再築又は再建で次のいずれかに該当するものについては、この条の規定に基づく援助の連邦負担割合を 25% を下回らない範囲内において削減する規則を公布しなければならない。

- (A) 同じ種類の災害により、過去 10 年間に複数回被害を受けた場合
- (B) 施設に損害を与えた危険に対してその所有者が、適切な軽減措置を取らなかった場合
- (c) 大規模代替分担金

(1) 公共施設

(A) 総則

州政府又は地方政府が、州政府又は地方政府の所有又は管理する公共施設を、修理、修復、再築又は再建することによっては、最大の公共の福祉に適合しないと判断した場合は、州政府又は地方政府は、この条(a)項第(1)号(A)の規定に基づく分担金に代えて、施設の修理、修復、再築又

は再建費用及び運営費用の連邦による見積りのうち連邦負担分の90%に相当する額の分担金を受領することを選択することができる。

(B) 基金の利用

この号の規定に基づき州政府又は地方政府に提供された基金は、次のものに使用することができる。

- (i) その他選定された公共施設の修理、修復又は増築
- (ii) 新しい施設の建設
- (iii) 州政府又は地方政府が、大規模災害によって被災した地域の政府サービスや機能の需要に対応するために必要と判断した危険緩和措置への基金

(C) 制限

この号の規定に基づき州政府又は地方政府で利用される基金は、次の施設に使用してはならない。

- (i) 規制された放水路（連邦規則集第44編第59.1条（又はその改正後の規則）に規定）に存在する公共施設
- (ii) FEMA長官が国家洪水保険法（合衆国法典第42編第4001条等）の規定に基づき指定する特別洪水危険地域に存在する公共施設であって保険に付されていないもの

(2) 民間非営利施設

(A) 総則

民間非営利施設を所有し又は運営する者が、その施設の修理、修復、再築又は再建によっては、最大の公共の福祉には適合しないと判断した場合は、その者は、この条(a)項第(1)号(B)の規定に基づく分担金に代替して、施設の修理、修復、再築又は再建費用及び運営費用の連邦による見積りのうち連邦負担分の75%に相当する額の分担金を受領することを選択す

ることができる。

(B) 基金の使用

この号の規定に基づいて提供される基金は、次の目的に使用することができる。

- (i) 当該者が所有し又は運営する選定された民間非営利施設の修理、修復又は増築
- (ii) 当該者が所有し又は運営する新しい民間非営利施設の建設
- (iii) 大規模災害の被災地域において当該者がそのサービス及び機能を提供するための需要に対応するために必要と判断した危険緩和策への資金

(C) 制限

この号の規定に基づき個人によって利用される基金は、次の施設に使用してはならない。

- (i) 規制された放水路（連邦規則集第44編第59.1条（又はその改正後の規則）に規定）に存在する民間非営利施設
- (ii) FEMA長官が国家洪水保険法（合衆国法典第42編第4001条等）の規定に基づき指定する特別洪水危険地域に存在する民間非営利施設で保険に付されていないもの

(d) 洪水保険

(1) 連邦援助の減額

公共施設又は民間非営利施設が、FEMA長官により1年を超える期間にわたり国家洪水保険法（合衆国法典第42編第4001条等）の規定に基づき指定された特別洪水危険地域に存在し、1988年11月23日から180日を経過した後大規模災害による洪水で損害を受け、又は破壊され、かつ、当該施設が洪水の発生した日に洪水保険の対象となっていない場合には、当該施設の修理、修復、再築又は再建の費用及び関連支出に

ついてこの条の規定に基づき提供された連邦の援助は、第(2)号の規定に従って減額されなければならない。

(2) 減額すべき額

この条の規定に基づく施設への連邦の援助の減額すべき額は、次に掲げる額より少額でなければならない。

(A) 当該施設が洪水の損害を受け、又は破壊された日の当該施設の価値

(B) (A)に規定する日に 1968 年国家洪水保険法に基づく洪水保険に付されていた場合において、その施設に対して支払われる保険金の最高額

(3) 例外

第(1)号及び第(2)号の規定は、国家洪水保険法に基づく洪水保険計画に地方政府が参加していないことを唯一の理由として、洪水保険に加入していない民間非営利施設に適用してはならない。

(4) 情報の提供

大統領は、減額により影響を受けるおそれのある連邦及び地方の政府並びに民間非営利施設の所有者及び運営者に対して、この項の規定に基づいて提供される連邦の援助の減額に関する情報を提供しなければならない。

(e) 適正費用

(1) 決定

(A) 総則

この項において、大統領は、公共施設又は民間非営利施設の修理、修復、再築又は再建の適正な費用を次に掲げる条件に基づいて見積もらなければならない。

(i) 大規模災害の直前に存在した施設の設計に基づくこと。

(ii) 災害が発生した時に適用される法令、仕様及び基準（大統領によって求められ又は沿岸防護資源法（合衆国法

典第 16 編第 3501 条等）の規定に基づく洪水管理及び危険緩和基準を含む。）に準拠すること。

(B) 費用見積り手続

(i) 総則

第(2)号の規定に従って、大統領は、この項に基づく適正費用の決定のために、第(3)号に規定する費用見積り手続を使用しなければならない。

(ii) 適用

この号及び第(2)号にいう手続は、適正費用の額がこの編第 5189 条に規定する額以上のプロジェクトに限り適用する。

(2) 適正費用の調整

(A) 費用の見積りの上限割合を超える実際の費用額

この条の規定に基づく施設の修理、修復、再築又は再建の実際の費用が、第(1)号の規定に基づく費用の見積りの第(3)号の規定の上限の割合を上回った場合は、大統領は、適正費用が第(1)号の規定に基づく費用の見積りを超える実際の修理、修復、再築又は再建の費用の一部を含むことを認定しなければならない。

(B) 実際の費用が見積りを下回る場合

(i) 費用の見積りの上限割合以上の場合

この条の規定に基づく施設の修理、修復、再築又は再建の実際の費用が、第(1)号の規定に基づく費用の見積りの 100% を下回った場合で、第(1)号の規定に基づく費用の見積りの第(3)号の規定によって定められた上限の割合と同等か又はこれを上回った場合には、この項の規定に基づき資金を得る州政府、地方政府又は個人は、余分の資金を将来の大規模災害からの損害、困難又は被害の削減のための費用効率的な

活動のために使用しなければならない。

(ii) 費用の見積額の上限割合を下回る場合

この条の規定に基づく施設の修理、修復、再築又は再建の実際の費用が、第(1)号の規定に基づき見積もられた費用の第(3)号の規定によって定められた上限の割合を下回った場合は、この項の規定に基づき援助を得る州政府、地方政府又は個人は、差額を大統領に返納しなければならない。

(C) 異議申立て過程へ影響しないこと

この号の規定は、この編第 5189a 条に基づく異議申立ての権利に影響を与えない。

(3) 専門家委員会

(A) 設置

2000 年 10 月 30 日から 18 か月以内に、大統領は、FEMA 長官を通じて、建設業界、州政府及び地方政府の代表をもって組織する専門家委員会を設置しなければならない。

(B) 責務

専門家委員会は、次に掲げる事項について勧告を作成しなければならない。

(i) 業界の実態に沿った施設の修理、修復、再築又は再建の費用の見積手続

(ii) 第(2)号に参照されている上限及び下限割合

(C) 規則

(B)の規定に基づく専門家委員会の勧告を考慮して、大統領は、次に掲げる事項に関する規則を制定しなければならない。

(i) B(i)に規定されている費用見積手続

(ii) 第(2)号に参照されている上限及び下限割合

(D) 大統領による見直し

(C)の規定に基づく規則の制定の日から 2 年以内に、及び以後定期的に、大統領は、この号の規定に基づく費用見積手続及び上限及び下限割合を見直さなければならない。

(E) 連邦議会への報告

(C)の規定に基づく規則の制定の日から 1 年以内に、その日から 3 年後に、及び以後 2 年が経過する日ごとに、専門家委員会は、連邦議会に費用見積手続の妥当性に関する報告書を提出しなければならない。

(4) 特則

大規模災害の発生した日に、この項の規定に基づき修理、修復、再築又は再建された施設が建設中であった場合、施設の修理、修復、再築又は再建の費用には、この項の規定に従って、建設契約に基づいて、所有者の負担であって請負人の負担ではないもののみを含めなければならない。

第 5173 条 瓦礫の除去

(a) 大統領の権限

大統領は、公益にかなうと認めた場合には、次の事項を行う権限を有する。

(1) 連邦の省、庁及び媒介を利用して、公有及び私有の土地並びに水面から大規模災害によって発生した瓦礫及び残骸を撤去すること。

(2) 公有及び私有の土地並びに水面から大規模災害によって発生した瓦礫又は残骸を撤去するために、州政府若しくは地方政府又は民間非営利施設の所有者若しくは運営者に補助金を提供すること。

(b) 州政府又は地方政府の権限 免責の合意

この条のいかなる権限も、関係する州政府又は地方政府が、公有又は私有財産からの瓦

礫又は残骸の撤去を無条件で授権することを最初に取り決め、かつ、私有財産からの瓦礫又は残骸の撤去の場合には、撤去から生じるあらゆる請求から連邦政府を免責することに最初に合意しなければ、行使してはならない。

(c) 広大な土地に関する規則

大統領は、広大な土地からの瓦礫及び残骸の適切な撤去を促進するために、この条の規定の実施において都市部、都市近郊区及び地方の土地に違いがあると認める規則を制定しなければならない。

(d) 連邦の負担割合

この条の規定に基づく援助の連邦負担割合は、この条の規定に基づき実施された瓦礫及び残骸の撤去の適正費用の 75% を下回ってはならない。

(e) 支払の迅速化

(1) 資金援助

(a)項第(2)号の規定に基づき資金を提供する際に、大統領は、第(2)号の規定に従う当初支払い分として、援助の連邦負担分の大統領当初見積りの 50% を下回らない額を、提供しなければならない。

(2) 支払期日

第(1)号に規定された見積の日から 60 日以内で、州政府若しくは地方政府又は民間非営利施設の所有者若しくは運営者がこの条の規定に基づき援助を申請してから 90 日以内に、第(1)号に規定された当初支払い分が支払われなければならない。

第 5174 条 個人及び世帯に対する連邦援助

(a) 総則

(1) 援助の提供

この条の規定に従って大統領は州知事と協議の上、大規模災害の直接的な結果として支出を必要とし深刻な必要に迫られていて、他の手段では当該必要を満たせない州

内の個人及び世帯に対して、財政援助及び必要に応じて直接のサービスを提供することができる。

(2) その他の援助との関係

第(1)号の規定に基づき、個人又は世帯は、この条(c)項第(1)号、第(3)号又は第(4)号の規定に基づく援助を、個人又は世帯が中小企業庁又はその他の連邦政府の機関のローン又は財政援助に応募しなかった、又はそれを受領しなかったという理由のみで拒絶されてはならない。

(b) 住宅援助

(1) 受給資格

大統領は、この条の規定に基づき、大災害による被害の結果災害前の主たる居所から移転若しくは災害前の主たる居所に住めなくなった個人及び世帯又は居所に近づけなくなったり住めなくなった障害者に対して、災害に関連する住宅需要に対応するため、財政その他の援助を提供することができる。

(2) 適切な援助の種類の設定

(A) 総則

大統領は、この条の規定に基づき、この条(a)項第(1)号に規定する個人及び世帯に提供する適切な住宅援助の種類を、費用有効性、個人及び世帯の使いやすさ及びその他大統領が適切と考える要因を考慮して、決定しなければならない。

(B) 複数の種類の援助

特定の災害の状況に合わせて、個人及び世帯の需要に対応するため、援助の種類、適切性及び有用性に基づいて、この条の規定に基づく複数の種類の住宅援助を利用可能とすることができる。

(c) 住宅援助の種類

(1) 仮設住宅

(A) 財政援助

(i) 総則

大統領は、個人又は世帯に対して、代替住宅、既存の賃貸住宅、プレハブ住宅、キャンピングカー、その他のすぐに居住することができる住居を賃貸するための財政援助を行うことができる。このような援助には、電話料金を除く公共料金の支払いを含めることができる。

(ii) 援助額

(i)の規定に基づく援助額は、提供される住居に対する公正市場家賃に、引越し、電気等の接続、保証金、大統領によって直接提供されない設置費を加えた金額に基づかなければならない。

(B) 直接援助

(i) 総則

大統領は、利用できる住宅が不足しているために(A)の規定に基づき提供される援助を利用できない個人又は世帯に、購入又はリースで取得した仮設住宅を提供することができる。

(ii) 援助期間

大統領は、(i)の規定に基づく大規模災害に関する直接援助を、大統領による大規模災害宣言の日から起算して18か月を超えて、提供できない。但し、大統領が、非常事態に照らして延長が公共の利益にかなうと決定する場合は、この期限を延長することができる。

(iii) 賃料の徴収

(ii)に規定する18か月の期間の後、大統領は、提供した仮設住宅に公正市場家賃を課すことができる。

(2) 修理

(A) 総則

大統領は、次に掲げる事項に対する財

政援助を行うことができる。

(i) 大規模災害によって損害を受けた、所有者が占有している民間住宅、電気水道等及び住宅基盤施設（私道を含む。）を、安全かつ衛生的に居住又は機能するような状態に修理すること

(ii) 将来の住居、電気水道等又は基盤施設への損害の可能性を軽減する、適正な危険緩和措置

(B) 他の援助との関係

この号の規定に基づき提供される援助の受給者は、保険給付を除き、他の手段によって援助と同じ結果を得られることを示す必要はない。

(3) 移転

(A) 総則

大統領は、大規模災害により被災した所有者が占有している民間住居の移転費用を援助することができる。

(B) 洪水保険加入義務の適用

この号の規定に基づき提供される援助について、大統領は、連邦災害援助受給の条件として洪水保険への加入を義務付けている連邦法のいかなる規定の適用も免除してはならない。

(4) 恒久的住宅建設

大統領は、次に掲げる場合に、アメリカ大陸外の島嶼部又はその他の場所に、恒久的又は半恒久的な住宅を建設する個人又は世帯に対して、財政援助又は直接援助を行うことができる。

(A) 他の住宅資源を利用できないとき。

(B) 第(1)号に規定する仮設住宅援助の種類が、利用できないか、実用的ではないか、又は費用効率的でない場合

(d) 住宅援助の条件

(1) 建設用地

(A) 総則

この条の規定に基づき提供される仮設住宅は、可能な限り次に掲げる用地に建設されなければならない。

- (i) 電気等が通じている場所
- (ii) 障害者が出入りできる物理的条件を満たす場所
- (iii) 州政府又は地方政府が提供する場所、所有者が提供する場所又は大規模災害により退去した占有者が提供した場所

(B) 大統領が提供する建設用地

大統領が用地がより経済的又は利用しやすいと認めた場合は、仮設住宅は、大統領の提供する用地に建設することができる。

(2) 住宅の処分

(A) 占有者への売却

(i) 総則

他の法律の規定にかかわらず、この項の規定に基づき住宅が被災した者のために大統領が購入した仮設住宅は、占有している個人又は世帯が恒久的な住宅に欠ける場合は、直接その個人又は世帯に売却することができる。

(ii) 売却価格

(i)の規定に基づく仮設住宅の売却は、公正かつ公平な価格で行わなければならない。

(iii) 収益の収納

他の法律の規定にかかわらず、(i)の規定に基づく売却の収益は、適切な災害救済基金勘定に収めなければならない。

(iv) 危険及び洪水保険

(i)の規定に基づく仮設住宅の売却は、仮設住宅を購入する個人又は世帯が、その住宅に危険及び洪水保険を掛け、かつ、掛け続けることに同

意する条件のもとで実施されなければならない。

(v) GSA サービスの利用

大統領は、(i)の規定に基づく売却を実施するために、共通役務庁（General Services Administration）を利用することができる。

(B) その他の処分方法

この条の規定に基づき大統領が住宅災害被災者向けに購入した仮設住宅は、(A)の規定に基づいて処分しない場合は、次のように処分することができる。

(i) あらゆる者への売却

(ii) 州政府その他の地方政府の機関又は大規模災害及び緊急事態の際に被災者に仮設住宅を提供することのみを目的とするボランティア団体への売却、移転、寄付又はその直接利用に供すること。ただし、売却、移転、寄付は、州政府、その他の地方政府の機関又はボランティア団体が次の条件に同意した場合に限る。

(I) この編第 5151 条の非差別条項を遵守すること。

(II) 当該住宅に危険及び洪水保険を掛け、かつ、掛け続けること。

(e) その他の需要に対する財政援助

(1) 医療、歯科及び葬儀費用

大統領は知事と協議の上、州内の個人又は世帯で、大規模災害により被災した者の災害による医療、歯科治療及び葬儀費用に充てるために、この条の規定に基づく財政援助を行うことができる。

(2) 私有財産、移動その他の費用

大統領は知事と協議の上、第(1)号に規定する州内の個人又は世帯で、大規模災害による動産、移動その他必要な支出を賄うために、この条の規定に基づく財政援助を行

うことができる。

(f) 州の役割

(1) その他の需要を満たす援助

(A) 州への補助金

この条の(g)項の規定に従い、知事は、この条の(e)項の規定に基づく州内の個人又は世帯に財政援助を行うために、大統領からの補助金を要請することができる。

(B) 管理経費

(A)の規定に基づく補助金を受ける州は、この条の(e)項の規定に基づく州内の個人又は世帯に財政援助を行うために、補助金の5%を超える額を管理経費として支出してはならない。

(2) 記録の利用

この条の規定に基づき個人又は世帯に援助する際には、大統領は、個人及び世帯の存在する州を実質的かつ継続的に関与させなければならない。これには、州が追加で州及び地方の援助を個人及び世帯に利用できるようにするために、この条の規定に基づく援助を受ける個人及び世帯の電子的記録を州が利用できるよう提供することを含む。

(g) 費用の負担

(1) 連邦の負担

第(2)号に規定する場合を除き、この条の規定に基づき提供される援助に対する費用の連邦負担分は、100%でなければならない。

(2) その他の需要に対応する援助

この条の(e)項の規定に基づく財政援助の場合は、次に掲げる条件に従って負担する。

(A) 連邦の負担割合は、75%とする。

(B) 連邦以外の負担分は、州により利用可能とされる基金から支払わなければならない。

(h) 援助の最高額

(1) 総則

大規模災害1件当たりこの条の規定に基づき個人又は世帯が受給する財政援助は、25,000ドルを超えてはならない。

(2) 上限の調整

第(1)号の規定に基づいて定められた上限は、労働省によって公表される全大都市消費者物価指数の変動を毎年反映させて調整しなければならない。

(i) 確認手段

この条の規定を実施するために、大統領は、大統領又はその代理人が次に掲げる事項を可能にするシステムを、データベースを含め、開発しなければならない。

(1) 受給資格のある個人又は世帯のみに援助を支払うことを合理的に確保するために、この条の規定に基づく援助受給者の身元及び住所を確認すること。

(2) この条の規定に基づく不正申請による重複受給の危険を最小化すること。

(3) この条の規定に基づく申請に対する重複支払を修正すること又は重複支払額を後の支払いの際に減額すること。

(4) この条の規定に基づく援助の受給者に、援助の配分方法にかかわらず、援助の適切な使用について指示を与えること。

(5) この条の規定に基づく援助申請が却下された個人又は世帯の、再審査及び不服申立ての手続きを迅速化しかつ簡略化すること。

(j) 規則

大統領は、この条の規定を実施するために、援助の受給資格を決定する、基準、標準及び手続きを含む規則を制定しなければならない。

第 5175 条 削除

第 5176 条 削除

第 5177 条 失業援助

(a) 給付援助

大統領は、大規模災害によって失業した者に対して、他の失業補償（合衆国法典第 26 編第 85 条(b)項に定義する。）を受給できないか、又は待業融資を受けることができない失業期間に、適切と認める援助を行う権限を有する。大統領の提供する援助は、大規模災害による失業期間又は適当な職に再雇用されるまでの期間で、大規模災害が宣言されてから 26 週間を超えない期間、その者が受給することができるようにしなければならない。失業期間の 1 週間当たりの援助額は、災害が発生した州の失業補償法で認められた 1 週間当たりの最高補償額を上回ってはならない。大統領は、大統領の裁量で、州の既存の機関によって、援助を運営する適切な仕組みを有する州との協定に基づき、援助を提供する。

(b) 再雇用援助

(1) 州の援助

州は、この章の規定に基づき提供される基金によって償還されることなく、この条の規定に基づく給付の受給者に対して、州の管轄する他の法律に基づき、再雇用支援サービスを提供しなければならない。

(2) 連邦の援助

大統領は、大規模災害によって失業した者でその者の居住する州がそのようなサービスを提供しない者に、他の法律に基づき再雇用支援サービスを提供することができる。

第 5177a 条 低所得移民及び季節農業労働者に対する緊急補助金

(略)

第 5178 条 削除

第 5179 条 給付と分配

(a) 受給者 条件

大統領が、大規模災害の結果として、低所得世帯が十分な量の栄養のある食糧を購入できないと認めた場合は、大統領の定める条件に基づき、2008 年食糧栄養法（合衆国法典第 7 編第 2011 条等）の規定に従って、農務長官又はその他の適切な省庁によって、そのような世帯に給付を分配し、この章の規定に従って余剰食糧を利用させる権限を有する。

(b) 援助の期間 考慮すべき要因

大統領は、この条の規定に基づく援助受給世帯の大規模災害による収入への影響を含む、適切と判断する要因を考慮して、必要と認める期間、農務長官又はその他の適切な省庁を通じて、当該世帯への給付の分配及び余剰食糧の利用を継続する権限を有する。

(c) 食糧栄養法の規定へ影響しないこと

この条のいかなる規定も、大規模災害で被災した地域の追加栄養援助プログラムの給付の利用可能性に関する規定を除き、2008 年食糧栄養法（合衆国法典第 7 編第 2011 条等）の規定を改正し又は変更するものと解釈してはならない。

第 5180 条 食糧品

(a) 緊急大量食糧援助

大統領は、合衆国のいかなる地域が大規模災害又は緊急事態で被災しても、緊急時の大量の食糧の提供又は分配のために、食糧の適正量の在庫を速やかに準備し、かつ、使い勝手よく利用できるようにすることを確保する権限を有する。

(b) 食糧購入資金

農務長官は、合衆国法典第 7 編第 612c 条の規定に基づき計上された資金を、合衆国のいかなる地域が大規模災害又は緊急事態で被災しても、食糧を十分に提供するために必要

な量を購入するために使用しなければならない。

第 5181 条 移転援助

他の法律の規定にかかわらず、1970 年統一移転援助及び不動産取得援助政策法（合衆国法典第 42 編第 4601 条等）の規定に基づく住宅移転金の受給対象者は、大統領の決定する大規模災害によって同法の居住要件を満たせなくなったことを理由に、受給資格を否定されてはならない。

第 5182 条 司法援助

大統領が、低所得者が大規模災害によって必要とする法的サービスを十分に受けられないと認める場合は、この章の規定により認められるプログラムの目的に沿って、大統領は、当該プログラムが、適切な連邦の機関及び州や地方の弁護士団体の助言及び援助に基づき実施されるように確保しなければならない。

第 5183 条 危機カウンセリング援助及び訓練

(略)

第 5184 条 地域災害貸付

(a) 総則

大統領は、大規模災害によって税収その他の歳入が大幅に失われる地方政府であってその政府機能を遂行するために財政援助の必要性を実証したものに対して、貸付をする権限を有する。

(b) 金額

貸付金額はその必要に基づかなければならないが、次の金額を超えてはならない。

(1) 大規模災害が発生した会計年度の当該地方政府の年間運営予算の 25% 及び 500 万ドル

(2) 大規模災害の結果地方政府の税収その他の歳入の欠損額が、大規模災害が発生した会計年度のその地方政府の年間運営予算の少なくとも 75% となる場合は、大規模災害が発生した会計年度のその地方政府の年間運営予算の 50% 及び 500 万ドル

(c) 返済

(1) 取消し

貸付金の全部又は一部の返済は、大規模災害に続く満 3 年間地方政府の歳入が地方政府の運営予算に足りない場合には、自治体の活動の性質を有する追加的災害関連支出を含めて、取り消されなければならない。

(2) 継続資格要件

地方政府は、この条の規定に基づく貸付金の返済を滞納している期間中は、この条の規定に基づく追加支援を受給する資格を有さない。

(d) 他の援助への効果

この条の規定に基づく貸付金は、この章の他の補助金その他の援助を減額し、又はその他の影響を与えることはできない。

第 5185 条 緊急通信

大統領は、緊急事態又は大規模災害の期間中に、又はそれらを予測して、一時的通信システムを設置し、州政府及び地方政府の職員その他大統領が適切と認める者に通信をさせる権限を有する。

第 5186 条 緊急公共交通

大統領は、政府の事務所、サプライセンター、店舗、郵便局、学校、大規模雇用センターその他の必要な場所への、地域が可能な限り通常の生活パターンを回復できるようにするための必要に応じ、大規模災害の被災地域に、緊急の需要に対応するため及び交通手段を提供するために、一時的な公共交通サー

ビスを提供する権限を有する。

第 5187 条 消火管理援助

(a) 総則

大統領は、州政府又は地方政府に対して、公有若しくは私有林地又は草地で大規模災害となり得る破壊の差し迫っている火災の鎮静、管理及び規制のために、補助金、装備、物資及び人員等の援助を与える権限を有する。

(b) 州及び部族政府森林部門との調整

この条の規定に基づき援助を与える際には、大統領は州及び部族政府森林部門 (tribal departments of forestry) と調整しなければならない。

(c) 不可欠な援助

この条の規定に基づき援助を与える際には、大統領はこの編第 5170b 条の規定に基づき付与される権限を利用することができる。

(d) 規則及び規制

大統領は、この条の規定を実施するのに必要な規則及び規制を制定しなければならない。

第 5188 条 木材売却計画

(略)

第 5189 条 簡略手続

(略)

第 5189a 条 援助決定の異議

(a) 異議申立ての権利

この章の規定に基づく援助の受給要件や金額の決定に対しては、当該援助の諾否が申請者に通知された日から 60 日以内に異議申立てをすることができる。

(b) 決定期間

この条の(a)項の規定に基づく異議申立てに

関する決定は、異議申立てを担当する連邦職員が当該申立ての通知を受領した日から 90 日以内になされなければならない。

(c) 規則

大統領は、この条の異議申立ての審査が公正かつ中立的になされるよう規則を制定しなければならない。

第 5189b 条 受給資格の日 災害の日の前に発生した支出

この節の規定に基づく連邦援助の受給資格は、大統領が大規模災害が存在する旨の宣言を行うことになった事態の発生の日に開始する。ただし、相当の支出が当該事態を想定して又は事態の直前になされた場合は特例として、この章に基づく連邦援助の受給対象となることができる。

第 5189c 条 個人及び世帯への交通援助

大統領は、この章の規定に基づき宣言される事態の結果として災害前の主たる住居から退去させられ、若しくはこの編第 5170b 条 (a)項第(3)号又は第 5192 条の規定に基づき災害前の主たる住居から若しくは短期若しくは長期の居住用の代替りの場所への若しくは場所から移送された者を移転させるために、又は、個人若しくは世帯が主たる住居若しくは代替りの場所へ戻るための、大統領が必要と認めるとおりの、交通の援助を提供することができる。

第 5189d 条 ケースマネジメントサービス

大統領は、大規模災害の被災者に、解決されない必要を同定し明らかにするために、ケースマネジメントサービスを提供することができる。これには、州政府若しくは地方政府の機関又は要件を満たす民間団体がこのようなサービスを提供するための財政支援も

含むものとする。

第 5189e 条 不可欠なサービスの提供者

(a) 定義

この条において、「不可欠なサービスの提供者」とは法人を意味し、次に掲げるものをいう。

- (1) 次を提供するもの
 - (A) 電気通信サービス
 - (B) 電力
 - (C) 天然ガス
 - (D) 上下水道
 - (E) 大統領が決定するその他の不可欠なサービス
 - (2) 次の法人
 - (A) 地方自治体
 - (B) 非営利法人
 - (C) 民間営利法人
 - (3) 緊急事態又は大規模災害への対応に寄与するもの
- (b) 到達許可

連邦機関の長は、例外的な状況でなければ、緊急事態又は災害の際に、可能な限り次のことをしてはならない。

- (1) 不可欠なサービスの提供者が復旧又は修理の必要のために災害現場に近づくことを拒否又は妨害すること。
 - (2) (a)号第(1)号に規定するサービスの復旧又は修理を妨害すること。
- (c) 実施

この条の規定を実施する際に、連邦機関の長は、すべての関連連邦法律、規則及び政策を遵守しなければならない。

第IV-A節 緊急事態援助プログラム

第 5191 条 宣言手続

(a) 要請及び宣言

大統領による緊急事態が存在する旨の宣言へのすべての要請は、被災した州の知事が行わなければならない。当該要請は、状況が深刻かつ大規模であるため、州政府及び関係地方政府の対応能力を超えているために有効な対応が取れず、連邦の援助が必要であるという認定に基づかなければならない。要請の一部及びこの章に基づく緊急事態援助の前提として、知事は州法に基づき適切な行動を取り、かつ、州の緊急事態計画の実行を命令しなければならない。知事は、緊急事態を緩和するために用いられてきたか又は用いられる州政府及び地方政府の活動及び資源を記載した情報を整えなければならず、要請する連邦の援助の種別及び範囲を限定する。知事の要請に基づいて、大統領は非常事態の存在を宣言することができる。

(b) 連邦が一義的責任を負う緊急事態

緊急事態が合衆国の憲法又は法律に基づき合衆国が排他的又は先占的責任及び権限を有する問題分野を含むために、第一義的な対応責任が合衆国にある緊急事態が存在することを大統領が決定した時には、大統領は、緊急事態に関するこの編第 5192 条又は第 5193 条の規定により付与された権限を行使することができる。このような緊急事態が存在するか否かを決定する際に可能ならば、大統領は、被災した州の知事と協議しなければならない。大統領の決定は、この条 (a)項の規定にかかわらず行うことができる。

第 5192 条 連邦緊急事態援助

(a) 特定

緊急事態に際して大統領は、次の事項を行うことができる。

- (1) 予防的避難を含む人命保護、財産、公衆衛生及び安全の保護、危機の危険の軽減及び緩和で、州及び地方の緊急援助活動を支

援するために、連邦の機関に対して、償還付き又はなしで、連邦法に基づき認められた権限又は資源（人員、設備、消耗品、施設及び管理、技術、助言サービスを含む。）を使用することを指示すること。

(2) 連邦機関、民間団体、州政府及び地方政府が提供するすべての災害救助援助（自主的な援助を含む。）の調整

(3) 次に掲げることに對して、被災州政府及び地方政府に技術的及び助言的援助を提供すること。

(A) 不可欠なコミュニティーサービスの遂行

(B) リスク又は危険警告の発令

(C) 情報の提供を含む公衆衛生及び安全情報

(D) 医療及び安全手段の提供

(E) 公衆衛生及び安全に対する差し迫った危険の管理、統制及び軽減

(4) 連邦機関を通じて緊急事態援助を提供すること。

(5) この編第 5173 条の条件に従って瓦礫を撤去すること。

(6) この編第 5174 条に従って援助すること。

(7) 医薬品、食糧その他の日用品の配布及び緊急事態援助について州政府及び地方政府を援助すること。

(8) 人命救助、人への危害の防止、深刻な被害の緩和に必要な、迅速な連邦の援助及び連邦の支援を提供すること。これらは特別の要請がなくても提供することができ、この場合は、大統領が、次のことを行わなければならない。

(A) 可能な限り迅速に、当該援助又は支援が提供された州に通知し調整すること。

(B) (A)の規定に基づく州への通知及び調整の際に、緊急事態の犠牲者への決定的に重要な資源の迅速な派遣、使用及び分配

を遅延させたり妨げてはならない。

(b) 一般

緊急事態に関するこの条(a)項の規定に基づき提供された連邦の援助が不十分な場合は、大統領は、人命保護、財産、公衆衛生及び安全の保護、危機の危険の軽減及び緩和であつて、予防的避難を含む活動のために援助を提供することができる。

(c) 指針

大統領は、自然又は人為災害に先立ち、関係する州が利用可能な援助の種類と、要請が承認される状況を明確にすることにより、この条の規定に基づく緊急事態宣言を要請する際に知事を援助する指針（特別な必要その他の避難活動への援助を求めるためのものを含む。）を公表し、維持しなければならない。

第 5193 条 援助額

(a) 連邦負担分

この節に基づき提供される援助の連邦負担分は、該当費用の 75% を下回らない額と等しくなければならない。

(b) 援助額の制限

(1) 総則

第(2)号で規定する場合を除き、この節に基づき提供される援助の総額は、緊急事態 1 件につき 5 百万ドルを超えてはならない。

(2) 追加援助

第(1)号で規定する上限は、大統領が次のことを決定した場合は、超過することができる。

(A) 継続する緊急援助がすぐに必要とされること。

(B) 人命、財産、公衆衛生又は安全に継続的かつ差し迫った危険が存在すること。

(C) 必要な援助が他には適切なきに提供されないこと。

(3) 報告

第(1)号に規定する上限を超過した場合は常に、大統領は緊急事態援助要請の性格及び範囲を連邦議会に報告し、必要な場合は追加立法を要請しなければならない。

第IV-B節 緊急事態準備

第 5195 条 政策宣言

この節の目的は、合衆国における人命と財産を危険から保護するために緊急事態準備システムを提供すること、及び連邦政府、州及びその政治的な下部機関に緊急事態準備に対して共同の責任を課すことである。連邦議会は、連邦政府、州及びその政治的な下部機関が緊急事態準備のために共同で設立する組織構造が、合衆国の危険にさらされた地域の人々に救助と援助を提供するために効率的に利用できることを認める。連邦政府は、必要な指示、調整及びガイダンスを提供しなければならない。また、すべての危険に対して包括的な緊急事態準備システムが存在するように、この節で認められた必要な援助を提供しなければならない。

第 5195a 条 定義

(a) 定義

この節において用語は、次のように定義する。

(1) 危険

「危険」(hazard)とは、次から生じる緊急事態又は災害を意味する。

(A) 自然災害

(B) 事故又は人災

(2) 自然災害

「自然災害」(natural disaster)とは、ハリケーン、竜巻、嵐、洪水、高波、風波、潮波、津波、地震、火山噴火、地滑り、土石流、雪嵐、旱魃、火災その他の合衆国内

の大災害で、重大な被害又は損害を民間の財産又は民間人に発生させ又は発生させる可能性のあるものをいう。

(3) 緊急事態準備

「緊急事態準備」(emergency preparedness)とは、民間人への危険の影響への準備又は最少化、危険によって生じる当面の緊急状況への対応又は危険によって破壊され若しくは被害を受けた非常に重要な公共施設若しくは設備の緊急修理の実施若しくは緊急復旧を目的とし、又は着手されるすべての活動及び手段をいう。この用語には、次のこと含む。

(A) 予想される危険に対して事前に着手される手段(適切な組織の設置、運用計画、支援協定、人員の採用及び訓練、調査の実施、必要な資材及び消耗品の調達及び貯蔵、適切な警報システムの提供、避難所、避難所用地、指令センターの建設又は準備。適切な場合は民間人の非軍事的避難を含む。)

(B) 危険の発生中に着手される手段(正式に設置された軍事又は民間機関が定めた受動防衛規則の実施、避難地域への人々の避難、交通及び混乱状態の管理。灯火及び民間通信の管理及び使用を含む。)

(C) 危険の発生後に着手される手段(消火、救助、救急医療、医療衛生サービス、特別の兵器による特別の危険の監視、不発弾調査、不可欠な瓦礫撤去、緊急福祉対策、被害を受けた重要な施設の当面不可欠な緊急修理又は修復を含む。)

(4) 組織的装備

「組織的装備」(organizational equipment)とは、FEMA長官が緊急事態準備組織に必要なと決定する装備で、個人的装備とは区別されるもので、連邦政府によりその全部又は一部が財政措置されるような種類又は

性質のものをいう。組織的装備には、地方のコミュニティーが地方の災害に対処する際に通常用いられるような物は含まない。ただし、緊急事態準備計画で指示された通常を超える量が必要とされる場合はこの限りではない。

(5) 物資

「物資」(materials)には、緊急事態準備に必要な、原料、日用品、医薬品、装備、部品並びに、技術的な情報及び手順を含む。

(6) 施設

「施設」(facilities)には、この節で別に規定する場合を除き、ビル、避難所、公共施設及び土地を含む。

(7) 長官

「長官」(Administrator)とは、連邦緊急事態管理庁長官を意味する。

(8) 近隣諸国

「近隣諸国」(neighboring countries)には、カナダとメキシコを含む。

(9) 合衆国及び州

「合衆国」(United States)及び「州」(States)には、合衆国の州、コロンビア特別区、準州及び領有地を含む。

(10) 州

「州」(States)には、この編第 5196 条 (h)項の規定に基づいて設立された州際緊急事態準備機関を含む。

(b) 参照条文

「国防」(national defense)及び「防衛」(defense)は、1950 年防衛生産法（合衆国法典第 50 編附則 2061 条等）で用いられるのと同様に、この節の規定に基づき実施される緊急事態準備活動を含む。

第 5195b 条 節の運用

この節は、連邦緊急事態管理庁長官により実施される。

第 5195c 条 重要な社会基盤施設の防護

(a) 略称

この条は、2001 年重要社会基盤施設防護法として引用される。

(b) 認定

連邦議会は、次の事実を認定する。

(1) 情報革命は、商慣行及び政府の運営を基盤施設と同様に、合衆国の防衛及び国家安全保障に依拠するものに変革した。

(2) 民間のビジネス、政府及び国家安全保障の設備は、次第に、重要な物理的及び情報基盤施設の相互依存ネットワークであって、情報通信、エネルギー、金融サービス、水及び交通部門を含むものに依存するようになっている。

(3) 合衆国の国家防衛、政府の継続、経済の繁栄及び生活の質の維持に重要なサイバー上及び物理的な基盤施設サービスの信頼できる提供を確保するために、継続的な国家的努力が必要である。

(4) この国家的努力には、このような複雑で相互依存的なシステムの安定性を確保するため、及び政策勧告を確証するために、適切なメカニズムを評価するための広範囲のモデル化及び分析力が必要であり、そのことにより国家の重要な基盤施設の継続的な生存力と十分な防護を達成できる。

(c) 合衆国の方針

次の事項が、合衆国の方針である。

(1) 合衆国の重要な基盤施設の運用の実際上又は仮想上の崩壊を、稀で、短期間で、地理的に限定された影響で管理でき、合衆国の経済、社会福祉、国家安全保障に最低限の不利益しか与えないものとする。

(2) 第(1)号に述べた方針を達成するために必要な活動は、企業や非営利団体を含む官民パートナーシップによって実施されること。

- (3) いかなる状況においても、不可欠な連邦政府の機能が継続することを確保するために、包括的かつ有効なプログラムを備えること。
- (d) 重要基盤保護のための国家対応能力の確立
- (1) 国家基盤施設シミュレーション分析センターによる重要基盤施設防護及び継続性の支援
- 対テロ対策、危機の評価及び危険緩和に関する活動を支援することにより、重要基盤施設防護及び継続性に対応するため、国家対応能力の源として機能するように、国家基盤施設シミュレーション分析センターを設立する。
- (2) 特定の支援
- 第(1)号の規定に基づき提供される支援には、次のものを含まなければならない。
- (A) 当該システムの高度な複雑さへの理解を向上させるため及びシステムと重要基盤施設全般への脅威を緩和するようにシステムの変更を促進するために、重要基盤施設であってサイバー基盤施設、情報通信基盤施設及び物理的基盤施設を含むものを構成するシステムのモデルの作成、シミュレーション及び分析
- (B) 州政府及び地方政府、民間部門からの、当該システム及び重要基盤施設全般のモデルを構築及び維持するために必要なデータの入手
- (C) 次の事柄に関する教育及び訓練を提供するための、(A)の規定に基づくモデルの作成、シミュレーション、分析の利用
- (i) (A)の規定に基づいて実施された分析
- (ii) 重要基盤施設への予想外の、又は故意でない妨害の影響
- (iii) 重要基盤施設を含む有事又は危機への対応であって、当該有事又は危機の間及び事後に政府及び民間部門の活動

の継続性を含むもの

- (D) 政策担当者、連邦政府の省庁、要求のあった民間部門の個人及び組織に、重要基盤施設の安定性の強化及び保全方法に関する勧告を提供するための、(A)の規定に基づくモデルの作成、シミュレーション及び分析の利用
- (3) 支援の受領者
- この項の規定に基づき提供されるモデルの作成、シミュレーション及び分析は、特に、重要基盤の防護及び政策に責任を有する関係の連邦、州及び地方の組織に提供しなければならない。
- (e) 重要基盤施設の定義
- この条において、「重要基盤施設」とは、物理的に存在する又は仮想上のものであれ、合衆国にとって非常に重要であって、当該システム及び資産の機能不全又は妨害が、安全保障、国家経済保障、国家の公衆衛生又は安全及びこれらを複合したものを弱体化させる影響を持つ、システム及び資産を意味する。
- (f) 支出の授権
- (略)

A部 権限及び義務

第5196条 行政の詳細な機能

- (a) 総則
- この編第5195条に規定された政策を実施するために、長官は、この条で定められる権限を持たなければならない。
- (b) 連邦の緊急対応計画及びプログラム
- 長官は、合衆国の緊急事態準備のために、連邦の緊急対応計画及びプログラムを準備し、当該計画及びプログラムを提案し及び指揮することができる。当該計画及びプログラムを準備し、州の活動と調整するために、長官は、合衆国の緊急事態準備の状況につい

- て、大統領、連邦議会及び州に助言を続ける必要に応じて、緊急事態準備のための州の計画及び運用に関する報告を要求することができる。
- (c) 緊急事態準備の責任の委任
- 大統領の承認を得て、長官は、連邦政府の他の省庁に、適切な緊急事態準備の責任を委任することができる。また、省庁間及び州や近隣諸国との緊急事態準備活動の見直し及び調整を行うことができる。
- (d) 通信及び警報
- 長官は、危険に曝されている民間人に緊急事態準備に必要な通信及び警告を適切に提供することができる。
- (e) 緊急事態準備手段
- 長官は、生命及び財産を十分に防護するための緊急事態準備手段について、研究開発することができる。これには次のものを含む。
- (1) 危険の影響に対処する最良の方法に関する調査及び研究
 - (2) 避難所の設計及び防護のための被覆物又は建築の材料の開発
 - (3) 設備又は施設の開発及び緊急事態準備の要請に対応するための標準化の実施
 - (4) 大規模災害又は緊急事態の前、その間、その後のペット及び介助動物と暮らす者の必要を考慮に入れた計画
- (f) 訓練プログラム
- (略)
- (g) 緊急事態準備情報の一般への普及
- 長官は、適切な緊急事態準備情報を、あらゆる適切な手段を用いて一般に普及させることができる。
- (h) 緊急事態準備協定
- (1) 長官は、次の方法によって、テロ行為、災害及び全国的な緊急事態に対する緊急事態準備協定の策定を支援するプログラムを確立しなければならない。
 - (A) テロ行為、災害、州政府及び地方政府レベルの緊急事態に対する既存の緊急事態準備協定の同定及び一覧化
 - (B) 州政府及び地方政府に、緊急事態準備協定の策定の最良事例及び既存の緊急事態準備協定のモデルであって、州際管轄を含む協定の事例を普及させること。
 - (C) テロ行為、災害及び緊急事態に対する連邦の対応能力一覧を完成させ、当該一覧を適切な連邦、州政府及び地方政府の職員に利用可能とし、及び当該一覧ができる限り最新で正確であることを確保すること。
 - (2) 長官は、次の事項を行うことができる。
 - (A) 州が、州際緊急事態準備協定の交渉をし加入するよう、援助し促すこと。
 - (B) 当該協定相互に一貫性を確保し、連邦緊急事態対応計画及びプログラムとの統一性を確保する援助をするために、可能な範囲で、提案された協定の条件を見直すこと。
 - (C) 当該協定に基づく活動を援助し調整すること。
 - (D) 危険の脅威があるか、若しくは危険にさらされている州又はその政治的下部組織では十分に対応若しくは管理できない危険の発生に際して、緊急事態準備の目的のために相互援助を可能とする、州による互助的緊急事態対応立法を促進する助力及び援助
 - (3) 各州際緊急事態準備協定の写しは、直ちに上院及び下院に送付されなければならない。連邦議会の承認は、協定が連邦議会に提出された日から 60 日間が経過すれば、各協定について承認されたものとみなす。
 - (4) この項のいかなる規定も、連邦議会が州際緊急事態準備協定を承認せず、又は、いつでも承認を撤回することを妨げるように

解釈されてはならない。

(i) 資材及び施設

- (1) 長官は、緊急事態準備のための資材及び施設を、所有権を即時取得して、接取その他による調達、建設、貸与、輸送、貯蔵、維持、修復又は分配することができる。
- (2) 購入、寄付その他の移転方法で入手された施設は、合衆国法典第40編第3111条⁽²⁾及び第3112条⁽³⁾によって要求されれば、この節の目的のために、司法長官による物権 (title) の承認の前に、占有、使用及び改良することができる。
- (3) 長官は、不動産をこの項の規定の実施のために貸与することができるが、法律によって特に授権されない限り賃料の権利 (fee title) を取得してはならない。
- (4) 長官は、この項の規定に基づき、放射性、化学的、微生物及び生物媒介物の監視及び除染装置を調達し、維持し、長官の定める条件に従って緊急事態準備の目的で、当該装置を州に貸与又は譲渡することにより配布することができる。

(j) 財政的分担

- (1) 長官は、長官の承認したプログラム又はプロジェクトに基づいて、州に対して緊急事態準備の目的で、資材及び施設の調達、建設、貸与又は修復を含む財政的分担を行うことができる。当該分担は、長官の定める条件に従って行なわれなければならない、資材又は施設の購入方法、量、質又は明細並びに当該資材又は施設の統一性、可用性及び良い状態を確保するためのその他の事項、手入れ及び処置を含むものとする。
- (2) 長官は、長官の承認したプログラム又はプロジェクトに基づいて、州政府又は地方

政府に対して動物への緊急事態準備の目的で、財政的分担を行うことができ、これには、ペット及び介助動物と暮らす人を収容する緊急避難所の施設及び資材の調達、建設、貸与又は修復を含む。

- (3) この項に基づく財政的分担は、土地の調達又は州若しくは地方の緊急事態準備従事者の個人的装備の購入に充ててはならない。
- (4) 長官が各州の組織的装備のために分担することが承認された額は、州からの財源でその州の法律に適合すると決定されるものから、同額が分担されなければならない。
- (5) 州の避難所その他の防護的施設への財政的分担は、長官が当該施設に毎年支出又は利用可能とされる資金の額を用いて、かつ、各州の重要拠点地域 (長官によって決定される。) の都市部の人口の、決定の時点でのすべての州の重要拠点地域の都市部人口の合計に対する比率に従って当該資金を州の間に分配するよう決定されなければならない。
- (6) 長官が当該避難所や防護的施設について各州に対して分担するよう承認する金額は、州からの財源でその州の法律に適合すると決定されるものから、同額が分担されなければならない。合理的な期間内に同額が分担されない場合は、長官はその金額を第4号⁽⁴⁾に規定する算式に基づいて他の州に再配分することができる。州又はその政治的下部組織により分担された土地の価値は、この項における州の割合の計算から除外されなければならない。
- (7) この項に基づき州に支払われる金額は、ここに規定された目的を実行するためのみ

(2) 訳者注 公共建築物等の用地取得承認に関する規定

(3) 訳者注 用地取得等に関する連邦政府の管轄に関する規定

(4) 原注、現在の第(5)号

に、また、長官の承認した州の緊急事態準備プログラム又はプロジェクトに従って、出捐されなければならない。長官は、(a) 全体的又は部分的に、緊急事態準備以外の目的での利用が意図され、(b) 完成すれば、長官の判断で、当該費用を回収又は払戻しが合理的に確保される十分な歳入を得られる種類の、施設の調達、建設又は貸与のための、いかなるプログラム又はプロジェクトの費用も分担してはならない。（この項の前記の規定に従い）、直接当該施設へ建築又は設計の特徴の編入が、一義的に意図された目的には不要であっても、当該施設を緊急事態準備のために使用するために必要と長官が認めた場合においては、長官は州に対して、施設の建設、再建設又は拡張の費用の一部を分担することができることを除く。

- (8) 長官は、この項に基づき実施されたすべての分担について、連邦議会に対して、少なくとも年次の報告書を提出しなければならない。
- (9) (略)
- (k) 特定の資材及び施設の販売又は処分
(略)

第 5196a 条 州及び近隣諸国の間の相互援助協定

長官は、州に対して、国務省を通じて、州と近隣諸国の間の相互緊急事態準備援助協定の調整のための、あらゆる実際的な援助を与えなければならない。

第 5196b 条 個人的及び管理経費の分担

- (a) 一般権限
この節の目的を実行することをさらに援助するために、長官は、州に対して（この編第 5196 条(h)項の規定に基づいて設けられる州

際緊急事態準備権限を含む。）、州の緊急事態準備のための承認された計画（緊急事態準備のための連邦緊急事態対応計画と一貫性がなければならない。）の規定に基づいて、必要かつ不可欠な州及び地方の緊急事態準備人員並びに管理経費の財政的分担をすることができる。この条の規定に基づく州に対する財政分担は、当該必要かつ不可欠な州及び地方の緊急事態準備人員並びに管理経費の総費用の半額を超えてはならない。

(b) 計画要件

この条の規定に基づき提出される計画は、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- (1) 州法に基づき、計画は、州のすべての政治的な機関に対して効果をもち、義務づけをし、単一の州の機関によって管理又は監督されなければならないこと。
- (2) 州は、この条の規定に基づき連邦政府から提供される財政援助を、州によって決定される財源で州法にかなうもので分担しなければならないこと。
- (3) 長官によって承認された基準に基づく壊滅的事態に関する附則を含む州及び地方緊急事態準備運用計画の策定
- (4) 州による常勤の緊急事態準備局長又は副局長の雇用
- (5) 州が、長官の要請する形式及び内容の報告書を作成しなければならないこと。
- (6) この条の規定に従い監査を実施するために必要な帳簿、記録、書類を長官及び会計検査院長の正式に委任された代理に利用可能とすること。
- (7) 調整された方法で、情報を一般に提供する計画を含むこと。

(c) 壊滅的事態に関する附則

- (1) 一貫性
(b)項第(3)号の規定に基づき提出される壊滅的事態に関する附則は、次に掲げるもの

でなければならない。

(A) 国家対応計画の壊滅的事態に関する附則をモデルとすること。

(B) 第6編第743条の規定に基づき設定される国家準備目標、国家事態管理システム、国家準備計画並びにその他の関連する計画及び戦略と一貫性があること。

(2) 協議

(b)項第(3)号の規定に基づき提出される壊滅的事態に関する附則を策定する際には、州は、地方政府、緊急事態対応者、地方が運営する政府の多目的審議会及び地方計画委員会と協議し適切な意見を求めなければならない。

(d) 条件

長官は、この条の規定を実施するために必要かつ適切と長官が考える、その他の条件を定めなければならない。

(e) 他の規定の適用

この条の規定を実施する際に、この編第5196条(h)項及び第5197条(h)項の条文を適用しなければならない。

(f) 資金の分配

各会計年度に、長官は、各州に対して、規則及びこの節に基づく歳出の総額に従って、この条の目的で州が資金を使用できるように配分しなければならない。この項の規定に基づき州への配分を規定する規制は、次の点を考慮しなければならない。

(1) 合衆国の全体的緊急事態準備体制構築に関して、危険により影響をうける地域の重要性

(2) 州の緊急事態準備体制の構築の相対的状况

(3) 人口

(4) 長官の定めるその他の要因

長官は、この条の規定に基づき提出された計画で、州によって使用されなかった配分金の余剰額を再配分することができる。州又はその政治的下部機関に支払われた金額は、この条に規定された目的にのみ出捐されなければならない。

(g) 州及び地方の緊急事態準備運用計画の基準

(b)項第(3)号の規定に基づく地方の緊急事態準備運用計画の基準を承認する際に、長官は、当該計画が大規模災害又は緊急事態の前、その間及びその後、ペット及び介助動物を飼っている者の必要を考慮に入れることを確保しなければならない。

(h)⁽⁵⁾ 計画の提出

この条の規定に基づき長官が州に分配金を通知してから60日以内に、州が、この条の規定によって要求される計画を承認のために提出しない場合は、長官は、当該資金又はその一部を、長官の判断によって、合衆国の緊急事態準備能力を最も確実に適切に高めるように、他の州に再配分することができる。

(h)⁽⁶⁾ 年次報告書

長官は、この条の規定に基づくすべての分配金について、毎年連邦議会に報告しなければならない。

第5196c条 緊急事態運営センター建設資金

(a) 資金

FEMA長官は、この節に基づき、州に対して、州及び地方の緊急事態運営センターの設備、改善及び建設資金を拠出することができる。

(b) 連邦の分担

この節の他の規定にかかわらず、この条の規定に基づき拠出される資金を使用して実施される活動の費用の連邦分担分は、75%を

(5) 原注、制定時から(h)項が重複

(6) 原注、制定時から(h)項が重複

超えてはならない。

第 5196d 条 危険への準備及び対応への資金の使用

この節の規定に基づき州が利用可能となる資金は、危険に対する準備及び危険に応じて緊急援助を提供する目的で、州が使用することができる。この条の規定を実施するために定められる規則により、この節に基づき緊急事態準備活動及び危険に関連した対応のために全部又は一部が支援される、緊急事態準備人員、資材及び施設の使用の権限が与えられなければならない。

第 5196e 条 放射能緊急事態準備基金

国庫に、放射能緊急事態準備基金を設置する。基金は、1954 年原子力法（合衆国法典第 42 編第 2011 条等）改正法及び大統領令第 12657 号に基づき、周辺地域での放射能緊急事態計画、準備及び対応に対して、使用されなければならない。1999 会計年度から、FEMA 長官は、規則制定過程を通じて、FEMA の放射能緊急事態準備規則の対象者に適用される手数料を算定して徴収されるように制定しなければならない。この条の規定に基づき 1999 会計年度中に算定される手数料の総額は、当該会計年度中に放射能緊急事態準備プログラムに必要と FEMA が算定する額の 100% を下回ってはならない。手数料の算定及び徴収方法は、公正で平等でなければならない。また、サービスを提供する費用で、手数料徴収のための管理費用を含むものを反映しなければならない。この条の規定に基づき受領した手数料は、基金に相当額を納め、1999 年 10 月 1 日に認められた目的に使用可能とし、出捐されるまで使用可能とする。

第 5196f 条 災害関連情報サービス

(a) 総則

この編第 5151 条(a)項の規定に従い、FEMA 長官は次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 州政府及び地方政府と調整して、英語に熟達していない人口集団を同定して、緊急事態又は大規模災害計画において当該集団を考慮に入れること。
 - (2) 大規模災害又は緊急事態の影響を受ける者が利用できる情報を次の者が理解できる形式で利用可能とすることを確保すること。
 - (A) 第(1)号に指定す人口集団
 - (B) 障害又は特別な必要のある者
 - (3) 州政府及び地方政府に対して、大規模災害又は緊急事態に関連するサービスの提供の際の、モデル言語援助プログラム及び最良事例についての、情報クリアリングハウスを設置及び維持すること。
- (b) 集団の大きさ
- FEMA 長官は、(a)項の人口集団の規模を定めなければならない。

B 部 一般規定

第 5197 条 管理権限

(a) 総則

この節の規定に基づき長官に付与された権限及び義務を遂行するために、長官は、この条の規定に基づき与えられた管理権限を行使することができる。

(b) 助言者

- (1) 長官は、100 名を超えない非常勤又は臨時の助言者（25 名を超えない英国又はカナダ市民を含む。）で、長官がこの節の規定を実施するために必要と考える者を雇用することができる。
- (2) 助言者として勤務する間に、合衆国のも

とで報酬を受ける他の職又は地位をもつ者は、助言に対して追加の報酬を受けることはできない。その他の非常勤又は臨時の助言者は、無報酬で勤務するか、又は日給180ドルを超えない報酬に加えて、長官の承認する実費及び旅費を受けることができる。

(c) 他の省庁の人員及びボランティアの勤務
長官は、次に掲げる事項を行うことができる。

(1) 連邦政府の省庁の役務を利用し、並びに州政府又は地方政府の同意により、州及び地方機関の役務を受け利用すること。

(2) 必要に応じて、地方事務所その他の事務所を設立し、利用すること。

(3) 必要な時に、個人又は組織による自発的かつ無償の役務を使用すること。

(d) 寄贈

法律の他の規定にかかわらず、長官は、消耗品、設備及び施設の寄贈を受け、寄贈されたものをこの節の規定に従って、緊急事態準備の目的で使用又は配分することができる。

(e) 償還

長官は、この節の規定に基づき基金が使用可能な範囲で、連邦政府の機関に、その支出や人件費、資材及び施設の使用又は償却費を償還することができる。

(f) 印刷

長官は、政府印刷局長 (Public Printer) による命令又は合衆国法典第 44 編第 504 条⁽⁷⁾に従う除外命令に基づき、印刷、製本、用紙を、公的、営利若しくは民間印刷所又は製本業者から、長官が必要と考えるものを調達することができる。

(g) 規則

長官は、この節の規定を実施し、この節に

規定される長官の権限及び義務を履行するのに必要かつ適切な規則を定めることができる。長官は、この節に規定された権限及び義務を、長官の指定する FEMA 職員又はその助言によって行使することができる。

(h) 分担金が正しく出捐されない場合

(1) 州その他の関係者から合理的な通知及び聴聞の機会の後に、長官が、承認された緊急事態準備計画、プログラム及びプロジェクトに対するこの節の規定に基づき定められた規則及び条件に従って資金が出捐されていないと認定したときには、長官は、州その他の関係者に、長官が当該不遵守がなくなると認めるまでは、この節に基づき支出される予算（又は当該不遵守が生じた承認された計画、プログラム又はプロジェクトに対するこの節に基づき使用可能となるその他の基金）を州その他の関係者にこれ以上支払わないと通知することができる。

(2) そのように認めるまでは、長官は、州その他の関係者に分担金の支払いを停止するか、又は当該プログラム又は計画、プログラム、プロジェクトを規制する規制及び条件の重要な遵守問題があるプログラム若しくはプロジェクトの、支払を制限しなければならない。

(3) この項において、「関係者」とは、州の政治的下部機関、州の政治的下部機関の組合わせ若しくは団体、個人、企業、団体又はその他の法人であって、州及び政治的下部機関の組織を含むものをいう。

第 5197a 条 安全保障規制

(a) 制定

長官は、必要と認めるとおり情報及び資産

(7) 訳者注 政府機関による印刷等の直接調達に関する規定

の利用の制限に関するものを含む安全保障の要件及び規準を制定しなければならない。

(b) 職員の情報利用の制限

FEMA の職員は、この条の規定に基づき利用制限が設けられている情報若しくは資産の利用を、連邦捜査局（以下「FBI」という。）その他の政府の捜査機関のファイルに、当該職員が安全保障上の忠誠若しくは信頼に疑問があることを示す情報が含まれていないと決定されるまで又はその情報が開示された場合には、FBI が当該人物について完全な実地調査を行い、FEMA 長官による報告書の文書での評価がなされるまでは、許可されてはならない。

(c) 国家安全保障上の地位

FEMA の職員は、長官が国家安全保障上の観点から重要であると決定する地位を、人事管理局長が当該職員について完全な実地調査を行い、FEMA 長官による報告書の文書での評価がなされるまでは、占めてはならない。人事管理局長による完全な実地調査によって、当該重要ポストへの応募者が、国家安全保障上忠誠若しくは信頼に疑問があることを示す情報が得られた場合又は FEMA 長官がその他の理由により助言すべきと考えた場合は、調査は中断され、報告書の文書での評価のために報告書が、FEMA 長官に回付される。その後、FEMA 長官は、事案を FBI による完全な実地調査のために FBI に回付することができる。FBI による後者の調査の結果は、FEMA 長官による行動のために提供されなければならない。

(d) 職員の宣誓

(略)

第 5197b 条 既存施設の利用

この節の規定に基づく責務を遂行するために、長官は次に掲げる事項を行なわなければ

ならない。

- (1) 連邦政府の様々な省庁との協力
- (2) 最大限、連邦政府の既存の施設及び資源並びに州、その政治的下部機関及びその他の組織機関の同意を得て、その施設及び資源を使用すること。
- (3) 長官が、大統領の文書による承認とともに、この節の目的を達成するために重複が必要であると決定する場合を除き、他の連邦政府の省庁と重複又は類似の形態の活動をすることを避けること。

第 5197c 条 連邦議会への年次報告書

長官は、大統領及び連邦議会に、支出、分担、業務及びこの節に基づく FEMA の業績を記載し、長官が適切と考慮する勧告を含む年次報告書を提出しなければならない。

第 5197d 条 節の適用

この節の規定は、合衆国、その州、準州、領有地、コロンビア特別区及びそれらの政治的下部組織に適用されなければならない。

第 5197e 条 支出の授権及び資金の移転

(a) 支出の授権

この節の規定を実施するために必要な金額を支出することを授権する。

(b) 移転権限

この節の目的のために使用可能となる資金は、行政管理予算局長の承認を得て、この節の実施を援助する指定された機関又は公社に、この節の目的のために配分又は移転することができる。各配分又は移転は、当該配分又は移転後 30 日以内に、完全な詳細を連邦議会に報告しなければならない。

第 5197f 条 1954 年原子力法との関係

この節のいかなる規定も、1954 年原子力

法（合衆国法典第 42 編第 2011 条等）の規定を変更したり修正するものと解釈してはならない。

第 5197g 条 連邦捜査局

この節のいかなる規定も、FBI の職員を除く者による諜報、サボタージュ又は転覆行為を捜査することを授権するものと解釈されてはならない。

第 5197h 条 少数民族緊急事態準備デモプログラム
（略）

第 V 節 雑則
（略）

参考文献

・ 高三瀨美穂 「米国の災害救助法」『外国の立法』 Vol. 34, No. 1-2, 1995.7, pp.1-24.

（うえつき けんじ・専門調査員）
（ひろせ じゅんこ）